

令和8年度 業務の品質確保・生産性向上等に関する資料

令和8年度
北陸地方整備局 企画部 技術管理課

説明会の主旨

- ・ 測量設計業務は、社会インフラの設計・施工・管理の取りかかり上流に位置し、公共工事の品質の確保を図る上で非常に重要となります。
- ・ 業務の「品質確保」、及び「生産性の向上」に関する各種試行の取り組み、並びに「担い手確保・育成」に関する取り組みを確実に進めるため、受注者（建設コンサルタント、測量、地質調査等）と発注者（調査職員等）が各種取り組みに対する双方の理解と問題意識の共有を図ることが重要であり本資料を作成したものです。

■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定
2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の各種試行等
3. 低入札対策
4. 良く分かる設計業務等の品質確保&業務履行の平準化ガイド
5. 良く分かる設計と工事の図面
6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集 等

■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定

- 2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の各種試行等
- 3. 低入札対策
- 4. 良く分かる設計業務等の品質確保&業務履行の平準化ガイド
- 5. 良く分かる設計と工事の図面
- 6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集

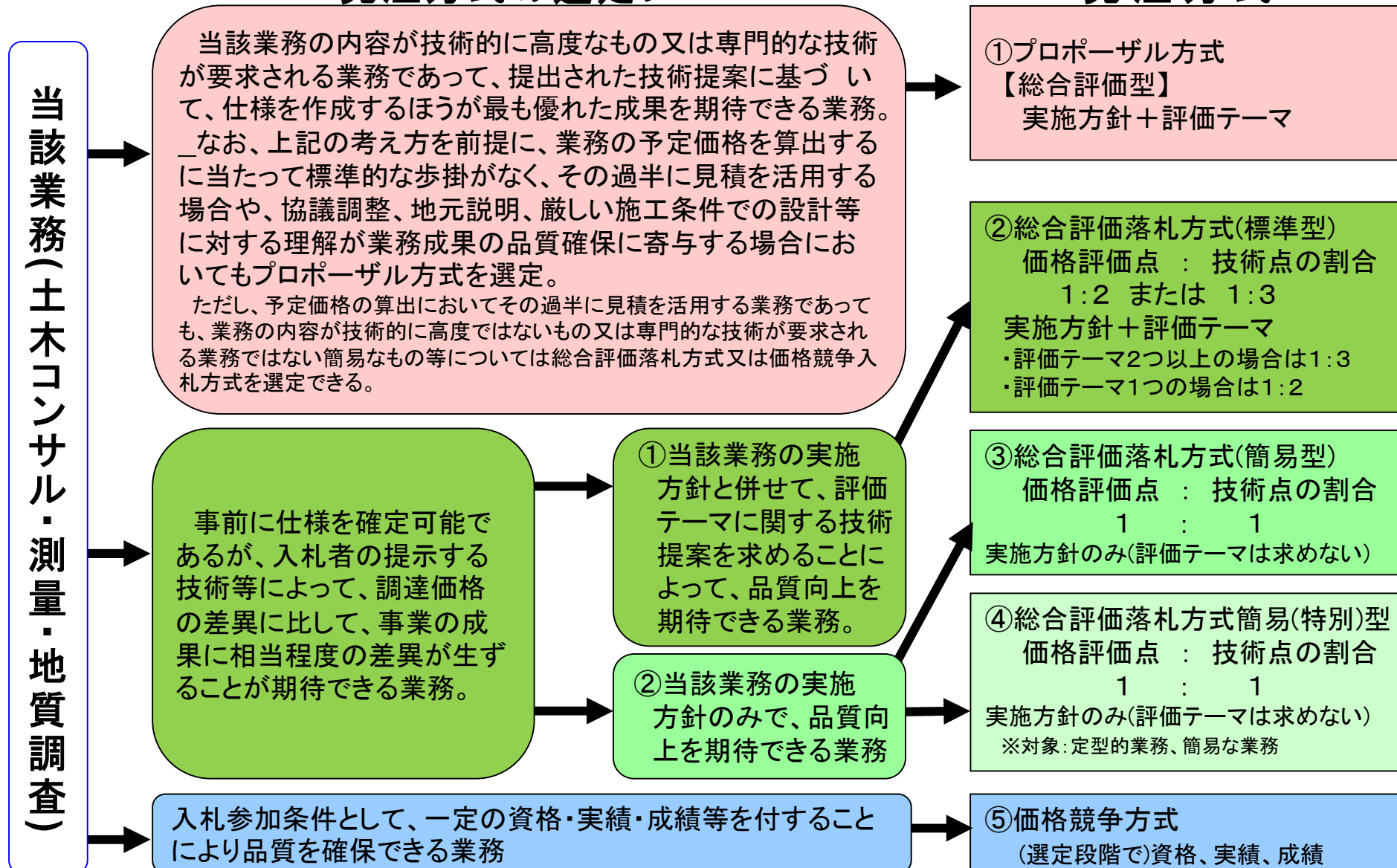
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン
(平成27年11月(令和5年3月一部改定))

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001598728.pdf>

発注方式の選定フロー

発注方式の選定フロー

発注方式



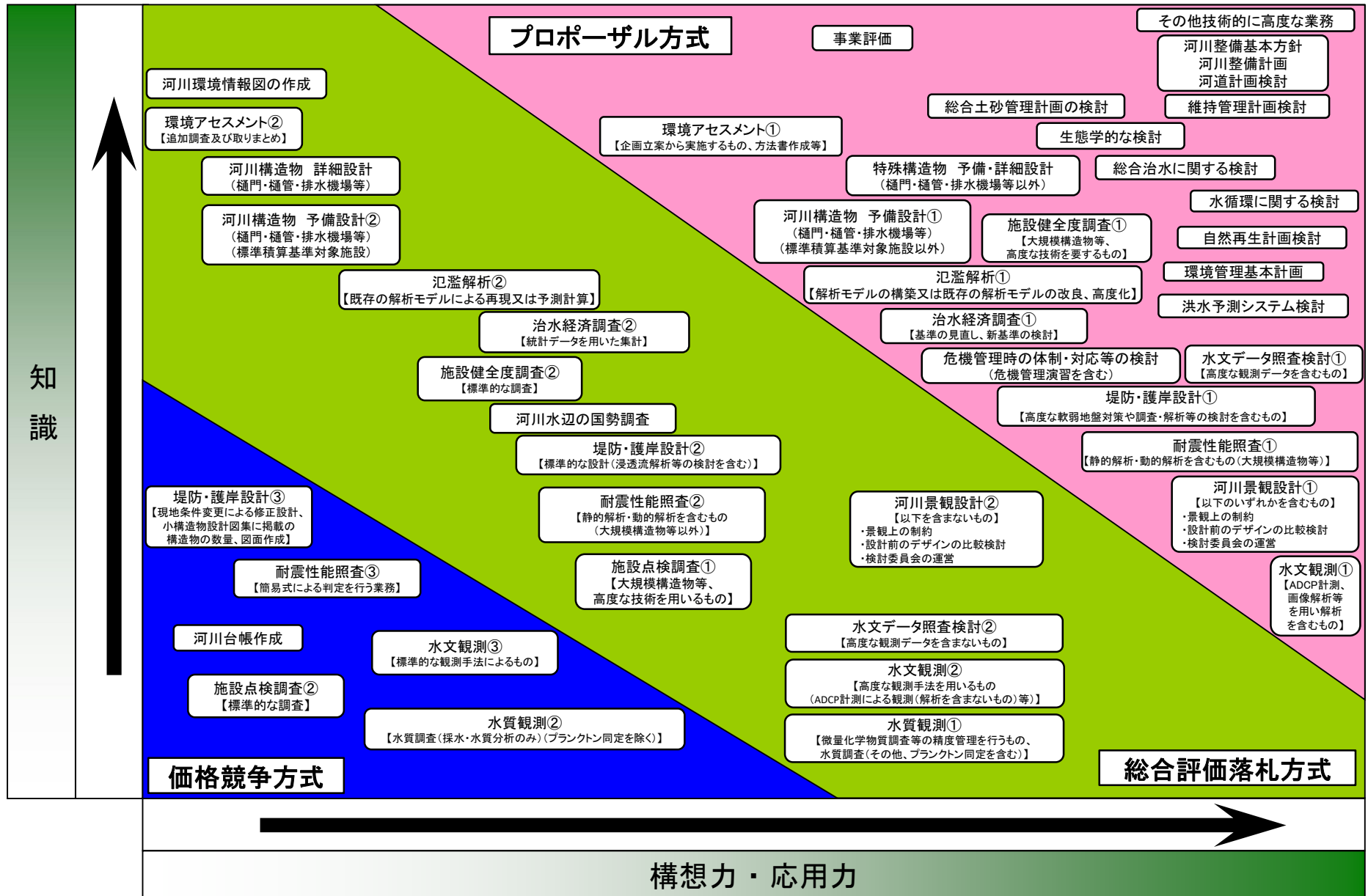
業務規模に応じた契約方式の選定

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約に関する政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用額が改訂されました。

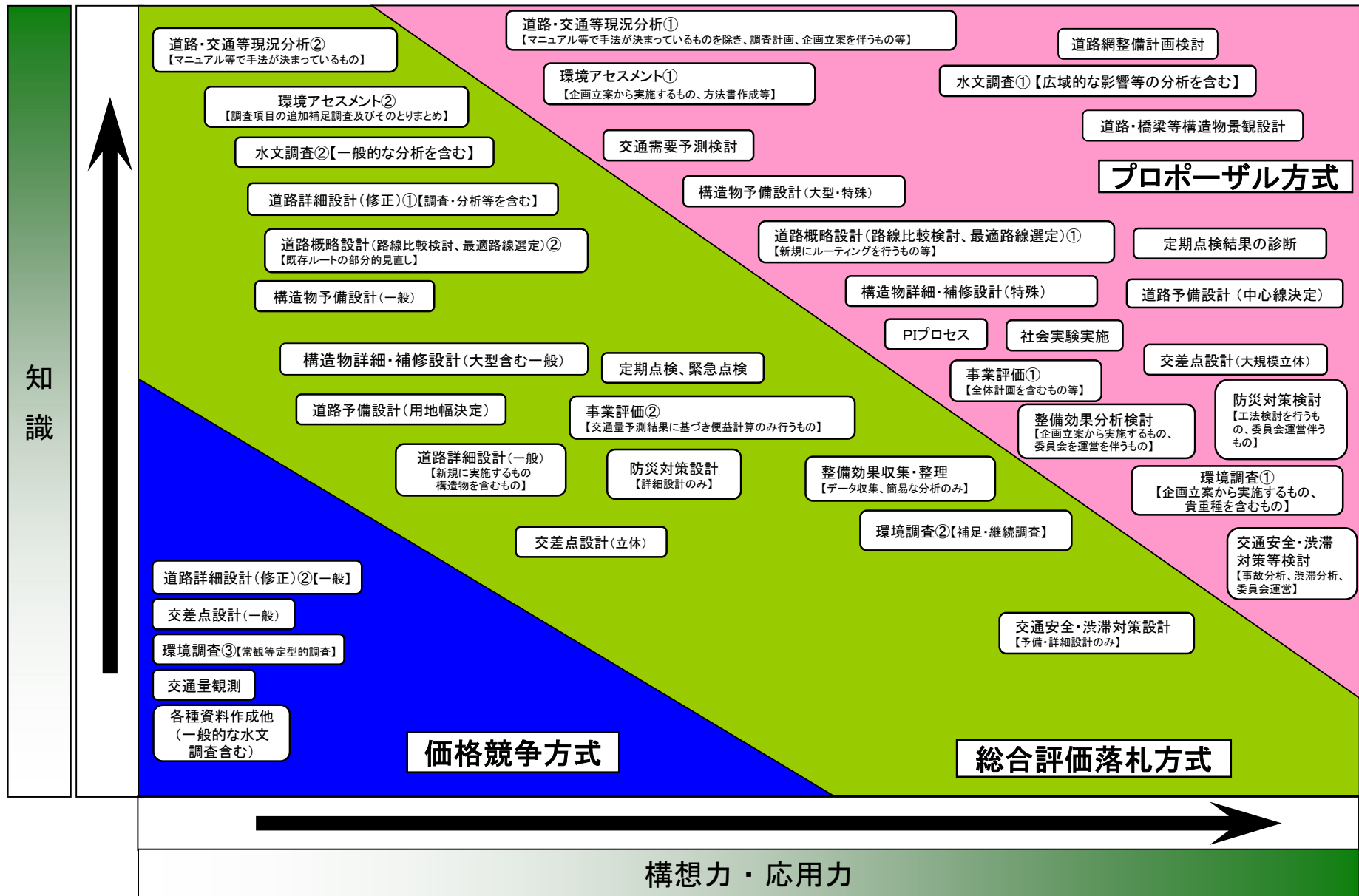
「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額」（令和8年1月30日財務省告示第28号）

発注方式 予定価格	プロポーザル方式		総合評価落札方式 (価格競争方式を含む)	
9,000万円※ 5,000万円 4,000万円 2,000万円 1,000万円	公募型 プロポーザル方式	簡易公募型 プロポーザル方式に 準じた方式	公募型 競争入札	簡易公募型競争 入札に準じた方式
	簡易公募型 プロポーザル方式		簡易公募型 競争入札	
	簡易公募型 プロポーザル方式に 準じた方式		<H20.1.23本省通知により拡大>	
			簡易公募型競争 入札に準じた方式	
			<H19.12.28事務連絡により拡大>	
		<H22.4.6事務連絡により拡大>		
		<H20.1.23(最新R4.3.30)本省通知による>		
政府調達協定 対象業務	政府調達協定 非対象業務	政府調達協定 対象業務	政府調達協定 非対象業務	
政府調達協定非対象業務……建築、土木の実施設計(主に詳細設計)を独立して発注する業務等 (【参考】政府調達に関する協定付属書Ⅰ付表5)				
※9,000万円:令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に締結される調達契約				

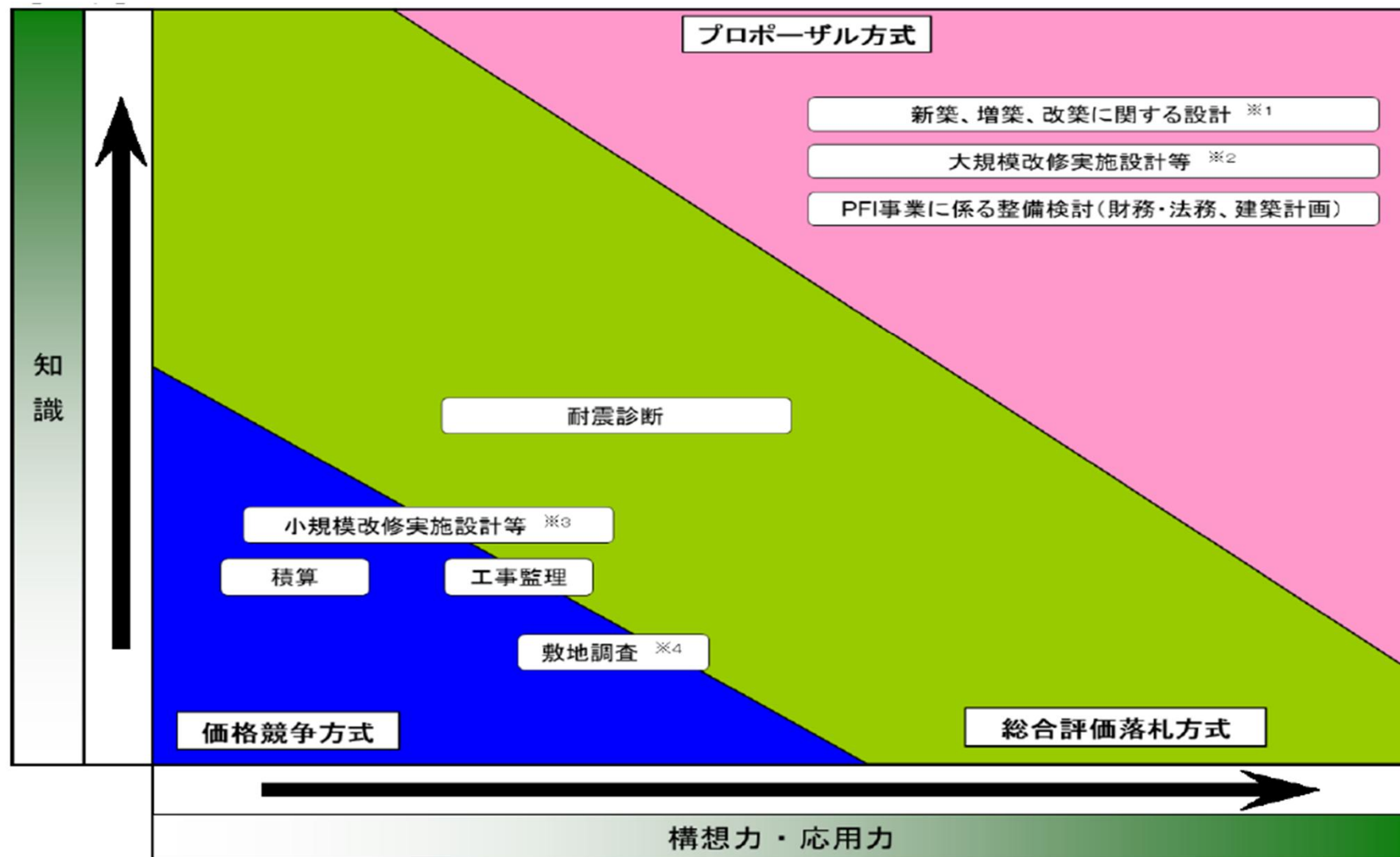
業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔河川事業〕



業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔道路事業〕



業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔建築事業〕



※1 建築士法第3条又は第3条の2に規定する設計

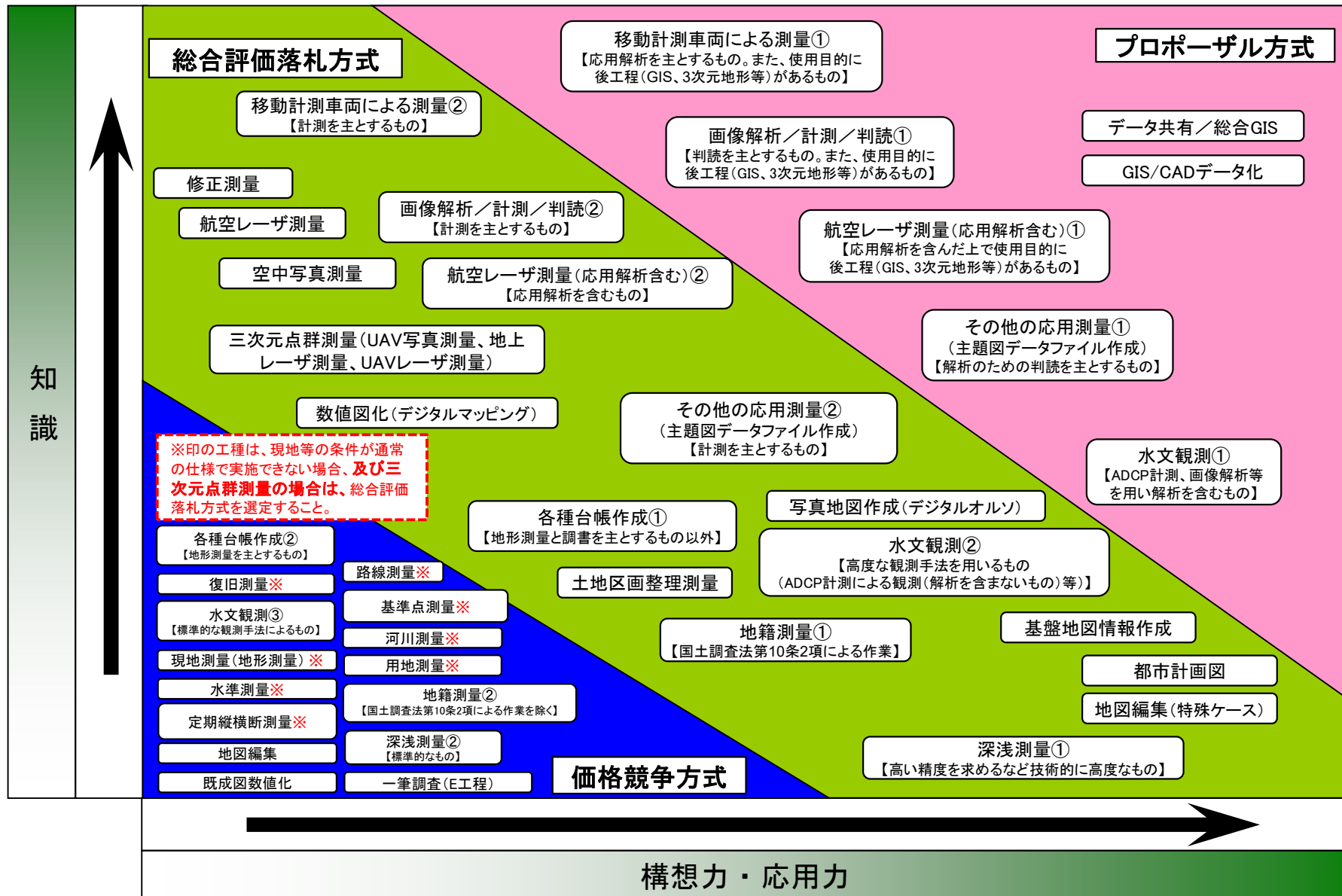
※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第3条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計

※3 ※2以外の実施設計

※4 総合評価落札方式と価格競争方式の区分については、【測量調査】又は【地質調査】の区分に準ずる

※5 設計競技方式については上図によらないものとする

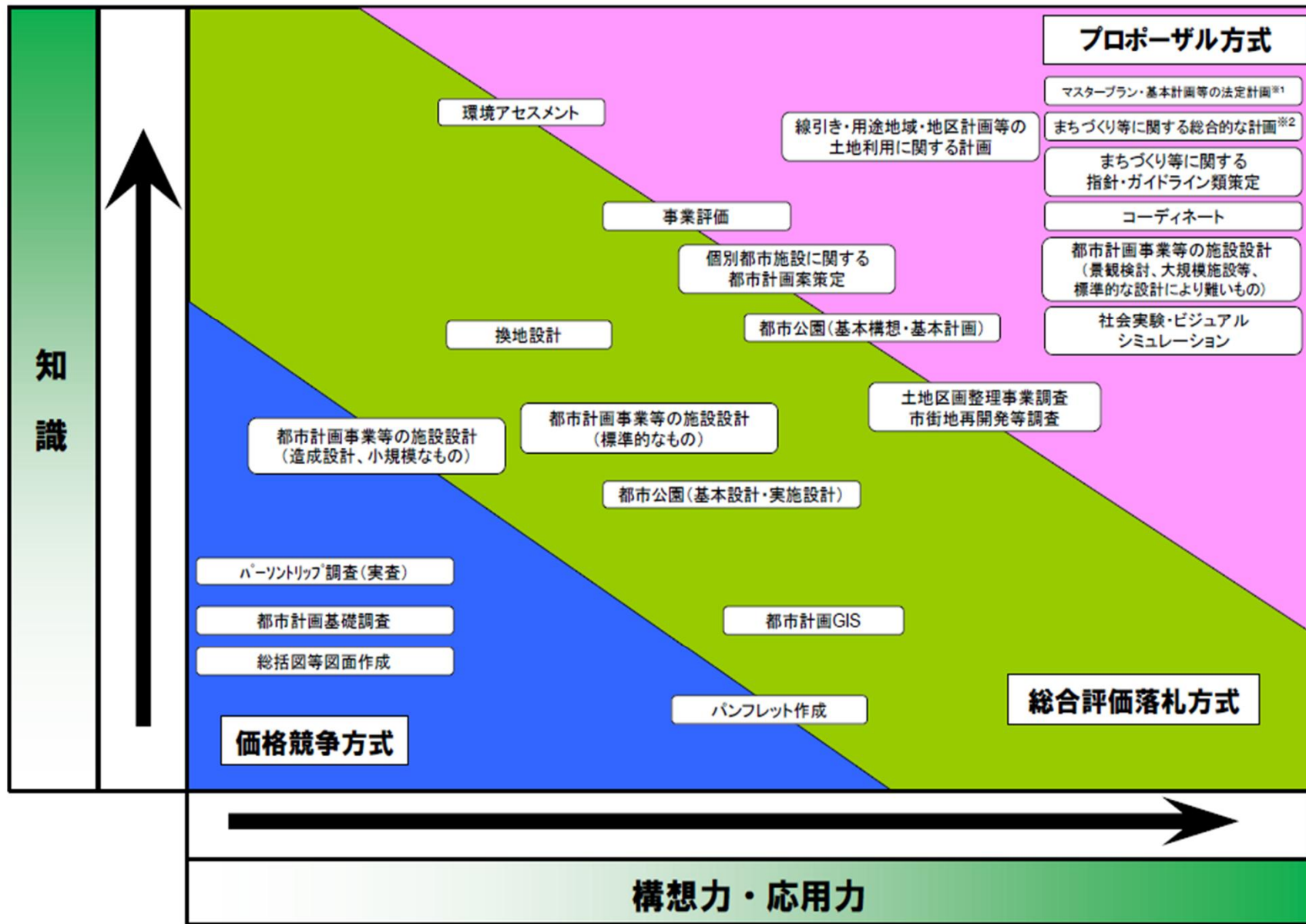
業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔測量調査〕



業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔地質調査〕

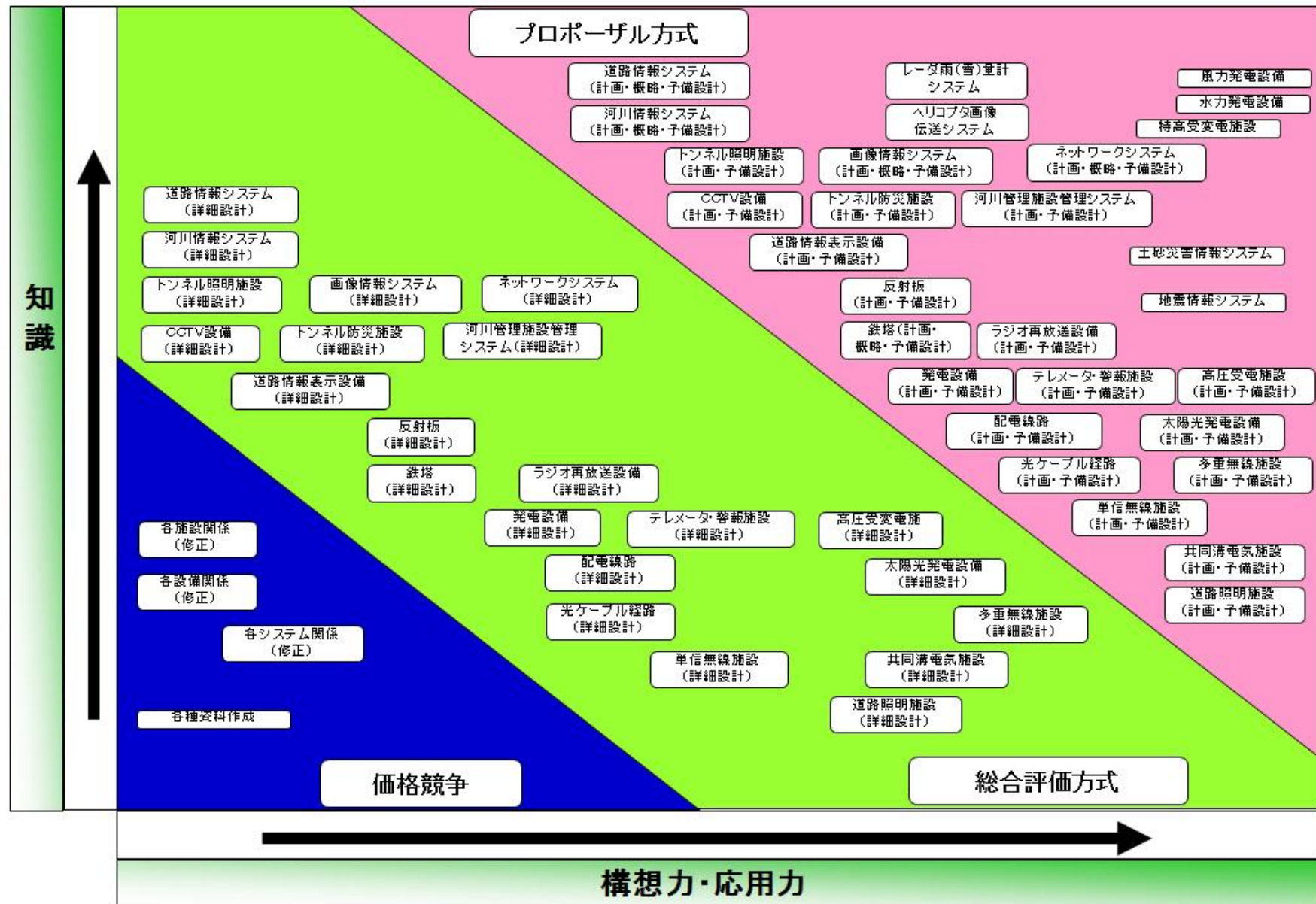


業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔都市（公園）事業〕



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等
 ※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略(大街区化等)、都市の観光・環境(低炭素都市づくり等)、防災等に関する基本的な計画 等

業務内容に応じた適切な発注方式の選定〔電気通信関係〕



■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定

2. プロポーザル方式及び

総合評価落札方式の各種試行等

3. 低入札対策

4. 良く分かる設計業務等の品質確保&業務履行の平準化ガイド

5. 良く分かる設計と工事の図面

6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集

入札・契約手続方式における各種試行一覧

試行(取組)名称	試行(取組)の概要	適用発注方式	適用業種			目的等			
			測量	地質調査	土木コン業務	簡略化	技術者育成	受注機会創出	業務品質向上
総合評価落札方式(業務能力評価型)	対外調整(定型的な関係機関への手続きを除く)が不要など、技術提案書【実施方針】を求めなくても、受注する企業・技術者の評価のみで業務成果の品質が確保される業務を対象に、技術提案書【実施方針】の提出を省略する試行を実施。	総合評価落札方式(簡易特別型)のうち一般競争として予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務	■	■	■	■		■	
	技術者育成タイプ		■	■	■	■	■	■	
総合評価落札方式(簡易特別型)	地域防災の担い手確保を目的として、地元企業の受注機会を創出するため、予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有する」とする試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)のうち予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務	■	■	■	■		■	
	技術者育成タイプ		■	■	■	■	■	■	
総合評価落札方式(自主的照査併用型)	経験の少ない若手を監理技術者に配置し、自主的にベテラン技術者を配置し照査することにより、業務成果の品質を確保しつつ若手技術者の育成を支援する試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)			■		■		■
プロポーザル方式(ダイバーシティ推進型)	女性・若手技術者を含む多様性を加味した技術者を配置することにより、女性・若手技術者の育成と業務成果の品質を図る試行を実施。	プロポーザル方式			■		■		■
国土交通省登録資格との組み合わせ評価	技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて加点する試行を実施。	総合評価落札方式 プロポーザル方式	■	■	■		■		■
河川技術者資格保有者の活用	災害激甚化・施設老朽化が懸念されるなか、河川については長大な延長を有する堤防や自然公物である“かわ”そのものの維持管理をより確実に行っていく必要があり、河川技術者資格を有する者が、河川に関する維持管理の業務に従事することでその成果の品質確保を期待するもの	総合評価落札方式(標準型) プロポーザル方式 「河川巡視」・「河川許認可審査」・「堰・排水機場等管理」など発注者支援業務	■		■		■		■
総合評価落札方式(標準型1:3)における「評価テーマ1課題」	業務の品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、評価テーマを1課題(通常2課題)とし、評価項目の配点割合を1:2と同様とする試行を実施。	総合評価落札方式(標準型1:3)	■	■	■	■			
地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式の試行	地域特性を踏まえた検討を行うことにより、業務成果の品質向上を促進する試行方式 ①地域要件および地域精通度を設定(十分な競争性を確保できない場合は、地域要件は設定しない。) ②評価テーマは、「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、業務成果の品質向上や後工程への引き継ぎの円滑化につながる評価テーマを設定	総合評価落札方式(標準型) 比較的難易度の高くないプロポーザル方式	■	■	■			■	■
総合評価落札方式(一括審査方式)	内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針)を同一のものとするところができる試行を実施。	総合評価落札方式(1:1、簡易特別型、業務能力評価型) プロポーザル方式	■	■	■	■		■	
参加者の有無を確認する公募手続き	1者応札が継続している案件について、受発注者双方の資料作成の負担軽減に加え、手続き期間の短縮を図るとともに、履行期間の確保を図る。	プロポーザル方式 ①同一の内容について5回程度を目安で1者応札が継続している案件 ②入札等参加資格要件が最大限緩和されている案件 ③積算上最大限の対策が講じられている案件 ※対象案件の事前審議、入札・契約手続運営委員会が審議	■	■	■	■			

総合評価落札方式 一般競争入札(業務能力評価型)〔北陸試行〕

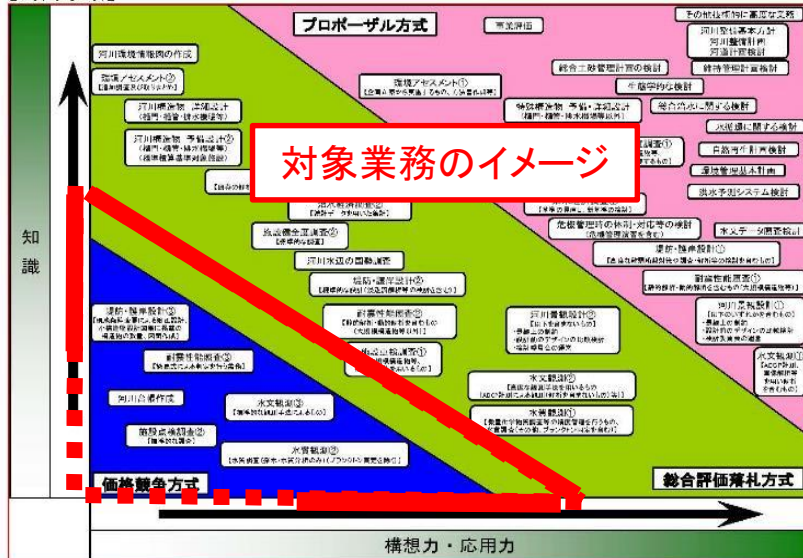
業務能力評価型の概要

- 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略することにより適切な履行期間の確保を図る。

比較的技術的難易度が高くなく、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。

- ・同種の業務実績等を評価し技術提案書【実施方針】の提出・評価を省略することにより、発注者・企業双方の業務の簡素化を実現
※予定価格2500万円以下の業務で試行

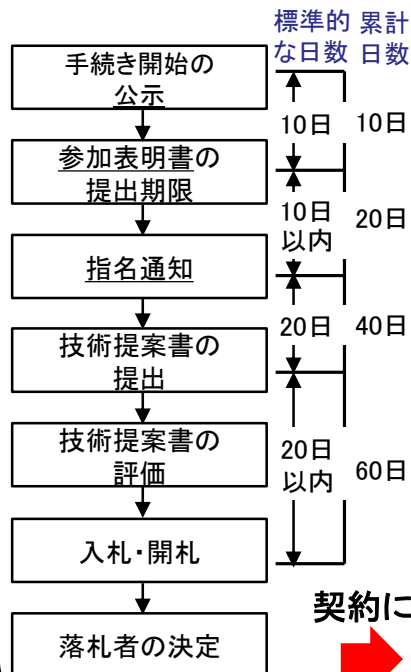
【河川事業】



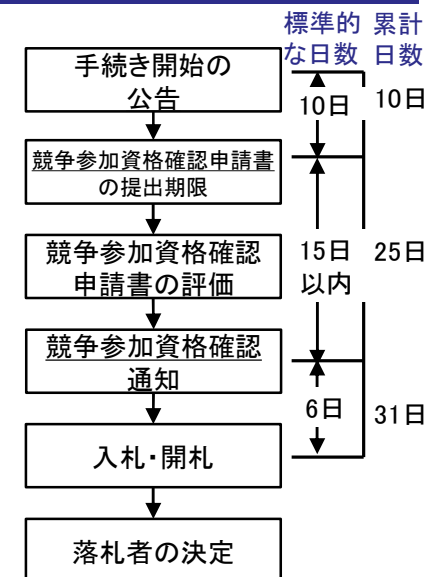
- ・地域要件(県内本店または県内+隣接県内本店)による企業の絞り込み
※一般競争入札との併用による入札期間の大幅な短縮

- ・契約に要する期間の短縮(約4週間)により柔軟な工期設定

総合評価簡易型(1:1) (公募型・簡易公募型競争入札)



業務能力評価型総合評価 (一般競争入札方式)



契約に要する期間の短縮(約30日間)

適切な履行期間の確保へ

総合評価落札方式(簡易(特別)型)〔北陸試行〕

- 【目的】 1. 土木コンサルタント業務においては、**地元企業の受注が少ない**状況
 ⇒ 地元企業の受注実績は、全体件数の約1／3程度
 2. 総合評価方式をより広く普及し、**地元企業の受注機会を確保**するため、入札契約手続きを簡略化した「簡易特別型」総合評価落札方式の試行を推進
 (H22～試行、H24～測量・地質業務拡充、H25～評価点の一部変更、H30～対象業務2千万円に拡大、**R7～対象業務2千5百万円以下に拡大**)

【試行内容】

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会の創出が期待できる。

■対象業務:

予定価格2千5百万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で**定常的又は簡易な業務**(県内に本店を有する企業で競争性が保てる業務)

■参加要件:

〇〇県内(又は北陸地方整備局管内)に本店を有すること

■技術評価点:

地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)の評価に重点を置いている

- ①指名段階、入札段階の予定管理技術者の**地域精通度を高めに配点**
- ②指名段階の参加表明者、予定管理技術者の**業務成績を低めに配点**
- ③入札段階の予定管理技術者の**同種・類似実績は評価しない**

技術評価点の配点内訳

	評価項目		簡易型	簡易(特別)型	
				配点	100点換算
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	-	-
		過去4年間の業務成績	30	5	12.5
		過去2年間の業務表彰	5	-	-
	予定管理技術者	技術者資格	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	5	12.5
		過去4年間の業務成績	30	10	25
		過去4年間の業務表彰	5	-	-
	配点合計		100	40	100
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5	5	10
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	-	-
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	10	20
		過去4年間の業務成績	20	10	20
		過去4年間の業務表彰	5	-	-
	実施方針	目的、条件、内容の理解 地域の実情を把握した提案	40	20	40
		業務量把握の妥当性	10	5	10
	配点合計		100	50	100

総合評価落札方式(簡易(特別)型・業務能力評価型)〔北陸試行〕

技術者育成タイプ

- 管理（主任）技術者に若手技術者（基準日に満40才未満）又は女性技術者を配置する場合を評価することで、**担い手の育成を促し、技術者として業務マネジメントを経験する機会の確保、拡大を図る方式。**
- 担い手の確保については令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にも明記されており、発注者として担い手の確保を促すことにより、建設業における将来的な人材の確保・品質の向上が図られる。

【試行内容】

■対象業務:

予定価格2千5百万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で定常的又は比較的技術的難易度が高くない業務
(基本的に総合評価落札方式の「業務能力評価型」または「簡易特別型」の対象となる業務から試行として抽出)

■技術評価点:

- 総合評価落札方式にかかる指名段階及び入札段階における配置予定管理(主任)技術者の成績・表彰の評価項目のうち、「業務成績」の加算点を満点10点から8点に変更し、「技術者育成」として2点を分配。
- 総合評価落札方式「業務能力評価型」・「簡易特別型」ともに同様の扱いとする。

技術者育成の評価

評価内容	評価基準	加算点
配置予定の管理（主任）技術者が次の条件を満たしていること ・基準日において、40才未満であること、又は女性であること	配置あり	2点
	配置なし	0点

配置予定管理(主任)技術者の業務成績の評価

評価内容	評価基準	加算点 <通常>	加算点 <試行>
予定技術者が担当した北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の過去4カ年度間に完了し、TECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務で、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務の技術者成績評定の平均点	80点以上	10点	8点
	78点以上80点未満	9点	7点
	76点以上78点未満	8点	6点
	74点以上76点未満	7点	5点
	72点以上74点未満	6点	4点
	70点以上72点未満	5点	3点
	68点以上70点未満	4点	2点
	66点以上68点未満	3点	1点
	64点以上66点未満	2点	0点
	62点以上64点未満	1点	非指名/欠格 (指名段階)(入札段階)
	60点以上62点未満	0点	非指名/欠格 (指名段階)(入札段階)
	60点未満又は北陸地方整備局の成績なし	非指名/欠格 (指名段階)(入札段階)	非指名/欠格 (指名段階)(入札段階)

技術者育成の評価イメージ<例：簡易(特別)型>

評価項目					簡易(特別)型	簡易(特別)型 技術者育成タイプ	
入札段階	予定管理技術者	資格・実績等	資格要件	技術者資格	5	5	
			地域精通度	地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	10	
		成績・表彰	技術者育成	若手・女性技術者の配置		2	
			業務成績	過去4年間の業務成績	10	8	
		小計				25	25

総合評価落札方式(自主的照査併用型)〔北陸試行〕

【目的】

経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を技術者を配置し照査することにより、**若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式**として試行。

【期待される効果】

若手技術者の受注機会が増え、経験実績を得られる。
(品質はベテラン・建設シニア等の照査により確保)

【試行内容】

予定管理技術者として、経験の少ない若手(40歳以下)を配置し、加えて品質を担保するため自主的に**建設シニア等の**ベテランの照査技術者(「自主的照査技術者」という。)を配置する場合、総合評価で加点する。

■対象業務

・総合評価(簡易型1:1)のうち**発注者が指定した設計業務**

■自主的照査技術者を配置する場合の条件

- ・**予定管理技術者(若手技術者)の年齢が40歳以下**
- ・予定管理技術者(若手技術者)より**経験・資格が上位の技術者**
- ・自主的照査は、**通常の照査とは別に実施**(費用は計上しない)

■技術評価点

- ・指名段階、入札段階の参加表明者、予定管理技術者の**地域要件を評価せず、若手技術者の配置に配分**
- ・実施方針の**目的、条件、内容の理解及び地域の実情にあった提案の配点を下げ、照査項目の提案に配分**

技術評価点の配点内訳

	評価項目	簡易型	自主的照査併用型
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5
		過去4年間の業務成績	30
		過去2年間の業務表彰	5
	予定管理技術者	技術者資格	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5
		若手技術者の配置	10
		過去4年間の業務成績	30
		過去4年間の業務表彰	5
	配点合計		100
入札段階	予定管理技術者	技術者資格	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	10
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10
		若手技術者の配置	10
		過去4年間の業務成績	20
		過去4年間の業務表彰	5
	実施方針	目的、条件、内容の理解 地域の実情を把握した提案	30
		業務量把握の妥当性	10
		照査項目の提案	10
	配点合計		100

プロポーザル方式 ダイバーシティー推進型〔北陸試行〕

建設コンサルタント業務等の品質確保には、業務を実施する技術者の多様性(経験年数、価値観等)が有効な場合があります。
また、担い手の確保・育成のためにも、次代担い手(女性・若手技術者)を積極的に配置がすることが必要です。
これらを踏まえ、次代担い手(女性・若手技術者)を含む多様性(経験年数、価値観等)を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上が図られる業務を対象として試行。(配置予定技術者の構成に応じて評価)

＜対象業務＞

プロポーザル方式により発注する土木関係建設コンサルタント業務を対象

＜評価方法＞

管理技術者、担当技術者(登録順位の上位2名までが対象)の構成により、実施方針の「その他(地域の実情にあった提案)」の10点満点のうち、「多様性」に最大5点を分配する。

【多様性5点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者(30歳以下)を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が20歳以上である。

【多様性2点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者(35歳以下)を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が15歳以上である。

※年齢評価の考え方

当初設定する履行期限(工期の末日)時点の年齢で評価する。

「多様性5点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)30歳	担当(男性)30歳	担当(男性)30歳

「多様性2点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)35歳	担当(男性)35歳	担当(男性)35歳

総合評価落札方式における国土交通省登録資格との組合評価について(試行)

組合せ加点（国土交通省登録資格）

○技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて加点する試行を実施。

対 象

方 式：総合評価落札方式

プロポーザル方式

技術者：管理技術者（資格を求める場合）

担当技術者（資格を求める場合）

試行の 考え方

- 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。
- 国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点	
（資格）	（配点順）
① 技術士	1) ①＋②1
② 国土交通省登録資格（施設分野・業務）	2) ①
1（RCCM、土木学会認定技術者 以外）	
2（RCCM、土木学会認定技術者）	3) ②1＋②2
③ 上記以外のもの	4) ②1または②2
（国土交通省登録資格を除いて、 発注者が指定するもの）	5) ③

総合評価落札方式における河川技術者資格保有者の加点について（試行）

- R2年度以降発注の河川定期横断測量及び流量観測は、堤防や河川の横断測量、流水の状況等を現場にて定期的実施する測量業務であり、**河川維持管理技術者等を配置した場合、優位に評価**
- 河川の状況分析・河川管理施設の点検に精通した**技術者の配置により、予防保全やその河川の維持管理計画に反映することを期待**

■従来の評価（指名段階）

分類	評価項目	判断基準	配点	小計
企業 の 能力 等	同種・類似業務		5点	45点
	地域貢献度		5点	
	業務成績		30点	
	業務表彰		5点	
技術者 の 能力 等	技術者資格	測量士	必須	45点
	業務実績		5点	
	地域精通度		5点	
	業務成績		30点	
	業務表彰		5点	
合計			90点	

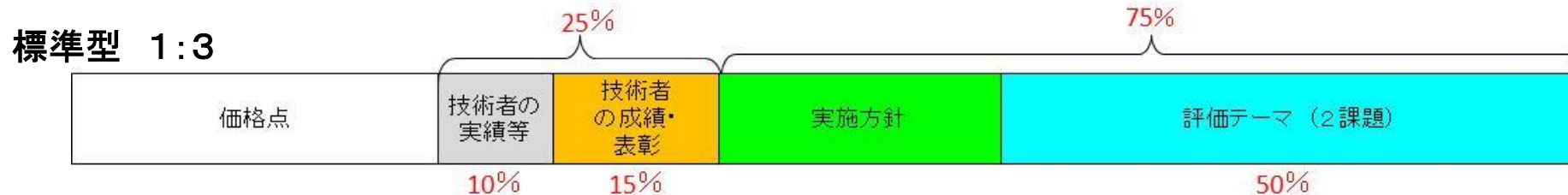


■今後の評価（案）（指名段階）

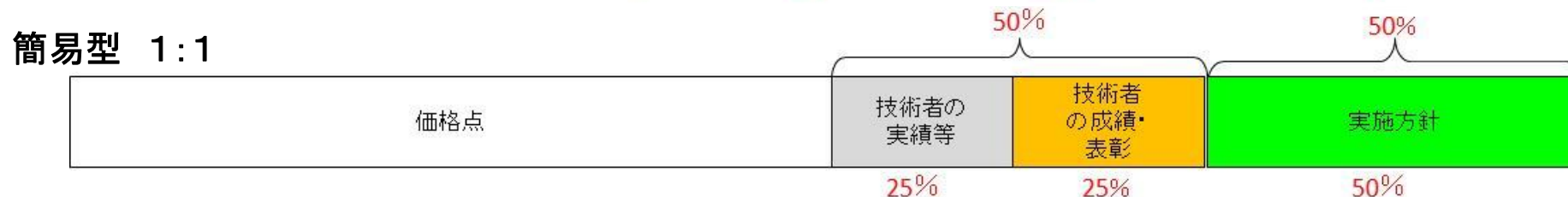
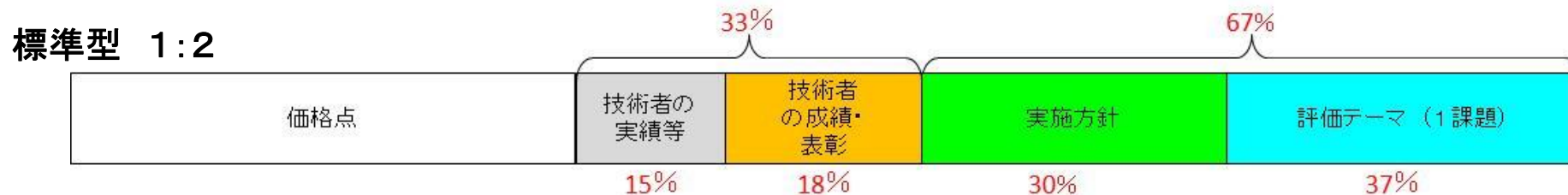
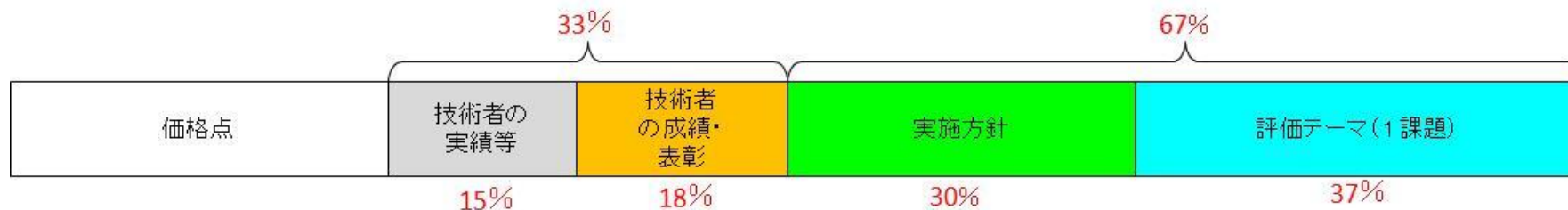
判断基準	配点	小計
	8点	50点
	7点	
	30点	
	5点	
①測量士かつ河川維持管理技術者（3点） ②測量士かつ河川点検士（1点） ③測量士（0点） ④上記以外は指名しない	3点	50点
	7点	
	5点	
	30点	
	5点	
	100点	

総合評価落札方式(標準型1:3) 評価テーマ1課題試行〔北陸試行〕

品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、「評価テーマを1課題とし、評価項目の配点割合を1:2と同様とする業務」を試行



標準型 1:3(試行) ⇒ 評価テーマは1課題、配点割合は1:2と同様とする



プロポーザル方式 & 総合評価落札方式

地域特性を踏まえた検討を行う業務における発注方式(試行)

- 目的** : 「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、成果品質の向上や後施工への引き継ぎの円滑化へつなげる。
- 対象業務** : 総合評価落札方式、比較的難易度の高くないプロポーザル方式
- 試行内容** : ①地域要件および地域精通度を設定
 ②評価テーマは、「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、業務成果の品質向上や後工程への引き継ぎの円滑化につながる評価テーマを設定。
- 地域要件** : 本店が〇〇県(〇〇管内等)

「地域特性を踏まえた検討が必要な業務・評価テーマ」の例

業務の例	業務内容(例)
現地作業が必要となる業務	・現場作業において、地域住民への配慮、関係行政機関との調整が必要となる業務 河川・道路)〇〇調査業務、〇〇利用状況調査、〇〇台帳作成業務、被災状況調査 河川)〇〇水系流量観測業務(洪水痕跡調査) (評価テーマ)各調査箇所における、現道交通への影響を最小限とする時期を考慮した調査計画について
地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務	・渋滞対策、事故対策等、地域課題を踏まえた検討が必要となる業務 道路)〇〇渋滞対策検討業務、〇〇交通安全対策検討業務 (評価テーマ例)〇〇交差点～〇〇交差点間における交通事故対策検討について、季節や時間帯で生じる危険性とそれに対する対応案について
地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務	・防災・構造物点検、自然条件等、地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務 河川・道路)〇〇防災点検業務、〇〇構造物点検業務、〇〇リスク検討業務 (評価テーマ例)〇〇出張所管内における構造物の点検について、構造物の劣化原因を的確にとらえるために必要な点検手法について
地元及び関係行政機関等との協議・調整が必要となる業務	・計画や設計にあたり、地元及び関係行政機関等との協議・調整を適切に行うことにより、成果品の品質や、後工程への引き継ぎの改善につながる業務 河川・道路)〇〇設計業務、〇〇協議会資料作成業務、〇〇施工計画検討業務、 (評価テーマ例)事業進捗に対応する、地域の現道交通に配慮した施工計画や工程計画を行うに当たっての検討手法について
地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務	・事業の計画・評価において、地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務 河川・道路)〇〇利活用検討業務、〇〇地域連携調査業務、〇〇効果整理業務 (評価テーマ例)新規スマートIC検討箇所の整備効果の検討を行う上での留意点について

プロポーザル方式 & 総合評価落札方式(一括審査方式)〔北陸試行〕

内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針又は技術提案のテーマ)を同一のものとすることができる業務を対象として試行。

【一括審査のイメージ】

業務 開札順 (落札決定順)	①業務 1番目	②業務 2番目	③業務 3番目
	評価点順位	評価点順位	評価点順位
業者 A	落札決定 1位	入札無効 1位	入札無効 1位
業者 B	未提出	落札決定 2位	入札無効 2位
業者 C	2位	3位	落札決定 3位
業者 D	3位	未提出	4位

※順位づけの後、評価値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑥全ての条件を満たすもの。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- ②業務の内容・目的が同種の業務
- ③技術評価等の項目や実施方針又は技術提案のテーマが同一の業務
- ④業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
- ⑤入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
- ⑥総合評価落札方式「簡易型1:1」、「簡易(特別)型」、「業務能力評価型」またはプロポーザル方式で発注する業務(但し、異なる型式での組み合わせは不可)

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。

①業務	様式-1	様式-2	様式-3	～	様式-19
②業務	様式-1	①業務と同様である旨を記載。 (様式-2 ～ 19省略)			

参加者の有無を確認する公募手続き（プロポーザル方式）〔北陸試行〕

＜背景・課題＞

- 近年、業務発注において、1者応札が継続している案件が多く発生しており、1者応札の場合でも技術提案書等の作成・評価が必要となることから、受発注者において負担となっている。
- 改正品確法第21条において、技術、設備又は体制等から受注者が極めて限られ、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる場合の入札方式について明記。

（改正品確法第21条）

発注者は、その発注に係る公共工事等に必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる公共工事等の契約について、当該技術、設備又は体制等及び受注者となることが見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができる。

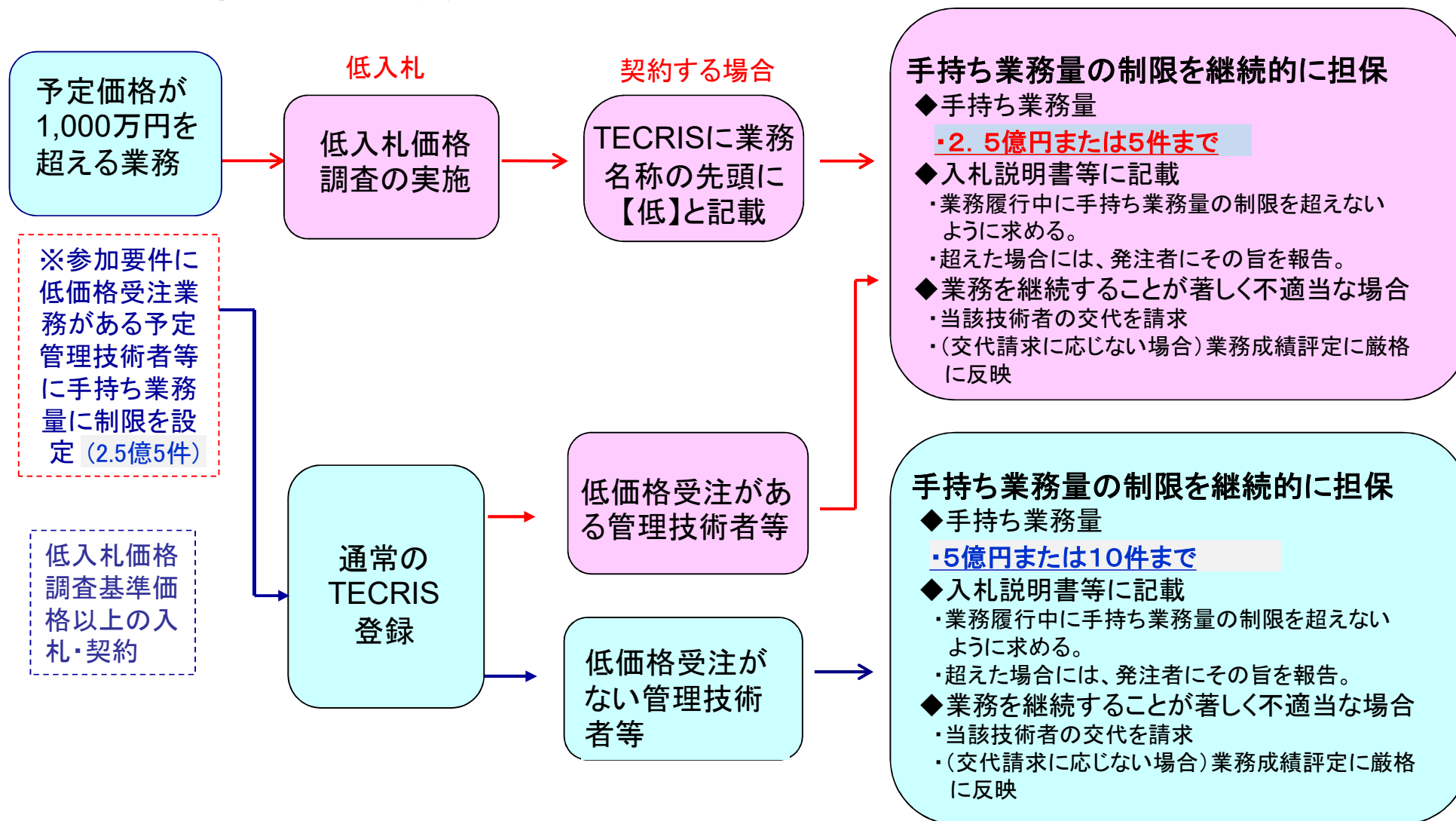


＜課題解決の方策＞ ※随意契約である「プロポーザル方式」で試行。

- 1者応札が継続している案件について、「参加者の有無を確認する公募手続き」を適切に活用し、受発注者双方の資料作成の負担軽減に加え、手続き期間の短縮を図るとともに、**履行期間の確保**を図る。
- なお、実施にあたっては、改正品確法第21条の趣旨を踏まえて発注する土木関係コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務のうち、下記条件を満たす業務を対象とする。
 - ①同一の内容について5回程度を目安で1者応札が継続している案件
 - ②入札等参加資格要件が最大限緩和されている案件
 - ③積算上最大限の対策が講じられている案件
- ※対象案件の事前審議、入札・契約手続運営委員会で審議

予定技術者の手持ち業務量の制限について

手持ち業務量の制限



予定技術者の手持ち業務量の緩和について

- 管理（主任）技術者及び担当技術者の要件として、公告日時点で手持ち業務の契約金額5億円未満かつ10件未満としている。

【令和2年度～令和5年度試行】

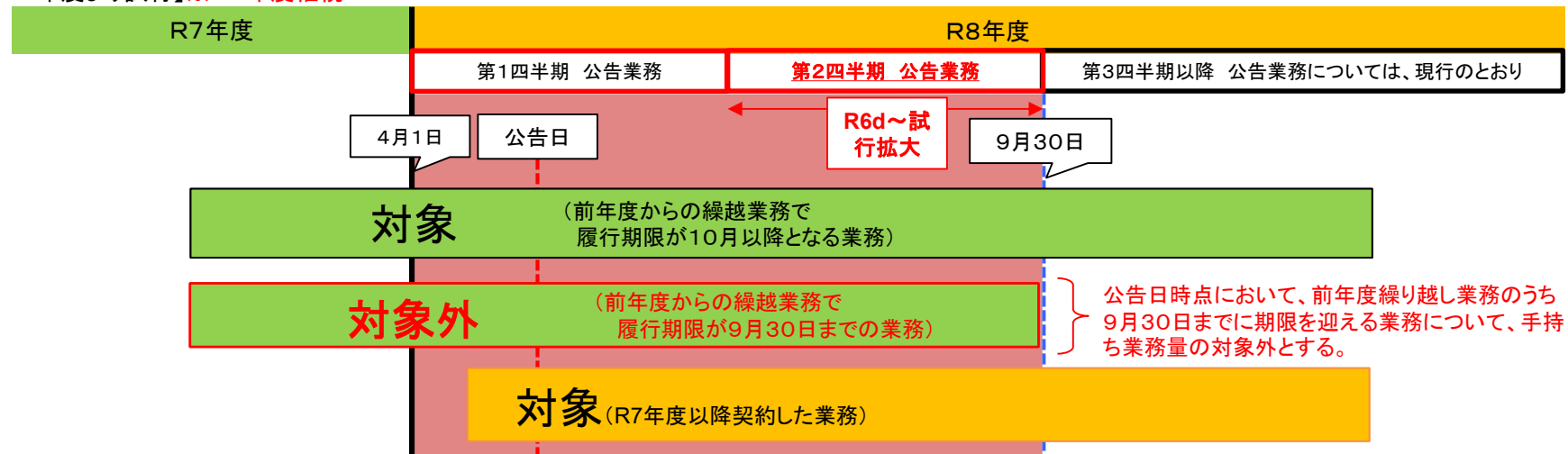
- 昨今、年度末工期の分散を図るため、積極的に繰越の活用を図ってきており、第1四半期に履行期限を迎える業務が増加傾向にある一方、年間でも第1四半期公告業務が多い状況。
- 3月末工期の履行期限の平準化を進めるため、次年度の第1四半期に繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする取組を試行し、受注者が繰り越ししやすい環境を整備する。
（通常、新規業務を第1四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施している）

【令和6年度～】

- 令和6年能登半島地震の発生により、災害復旧対応を優先するため業務の一時中止等の措置を実施したことにより、令和6年度の第1四半期に繰り越して完成を予定していた業務の完成が第2四半期に遅れる状況が発生する。
- 令和8年度においても引き続き試行を継続し、次年度の第2四半期までに繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする。
（通常、新規業務を第1四半期、第2四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施する）

【手持ち業務量の対象】 公告日時点で、管理(主任)技術者等又は担当技術者となっている**全ての業務が対象**
（契約金額が500万円未満の業務、照査技術者としての業務を除く）

【R6年度より試行】※R8年度継続



技術提案書に係るヒアリングの実施について

○業務の入札手続きにおいて、技術提案書の提出を求める業務では、原則として提出された技術提案書に基づき実施方針及び評価テーマに関する技術提案の内容について、ヒアリングによる質疑応答を行い、技術提案の的確性・実現性を評価することとしている。

○対象業務

原則、全ての土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務

契約型式	ヒアリングの実施	実施方法
総合評価(標準型)	<u>原則実施</u>	対面またはWEBにて実施
総合評価(簡易型)	<u>必要に応じて実施</u>	
総合評価(簡易特別型)	<u>省略する</u>	
プロポーザル方式	<u>原則実施</u>	

災害時及び災害復旧に係る入札手続きにおけるヒアリングの実施については、必要性を検討した上で、上記によらず、省略することも可能とする。

若手技術者賞の受賞者への加点評価について

- 北陸地方整備局では、建設業界における担い手の確保・育成及び技術力の向上に資するため、北陸地方整備局所管の工事の施工や業務の成果において、秀でた若手技術者を表彰する制度「若手技術者賞」※を平成27年度に創設。
- 令和7年度より、総合評価落札方式、プロポーザル方式、価格競争において「若手技術者賞」※を表彰された技術者を評価する。

（評価対象：管理（主任）技術者及び担当技術者）

※表彰対象年度末時点で39才以下の者を表彰対象

【～R6年度】配置予定技術者の経験及び能力			
判断基準	段階・加点数	指名・選定 段階	入札・特定 段階
局長表彰有り		5点	3点
事務所長(部長含む)表彰有り		3点	2点
表彰無し		—	—
※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。			



【R7年度～】配置予定技術者の経験及び能力			
判断基準	段階・加点数	指名・選定 段階	入札・特定 段階
局長表彰有り		5点	3点
部長・事務所長表彰有り		3点	2点
若手技術者賞有り		3点	2点
表彰無し		—	—
※最も配点の高い表彰を評価し、重複評価しない。			

○簡易公募型プロポーザル方式：管理技術者の場合

【～R6年度】配置予定技術者の経験及び能力			
判断基準	段階・加点数	指名・選定 段階	入札・特定 段階
局長表彰有り		5点	4点
事務所長(部長含む)表彰有り		3点	2点
表彰無し		—	—
※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の5点のみとする。			



【R7年度～】配置予定技術者の経験及び能力			
判断基準	段階・加点数	指名・選定 段階	入札・特定 段階
局長表彰有り		5点	4点
部長・事務所長表彰有り		3点	2点
若手技術者賞有り		3点	2点
表彰無し		—	—
※最も配点の高い表彰を評価し、重複評価しない。			

ワークライフバランス等推進企業の加点評価について

- 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、一般土木工事A等級・B等級、建築工事A等級・B等級及び技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約（ECI業務）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を行っているところであるが、令和7年2月3日付国土交通本省からの通知を受け、全ての建設コンサルタント業務等にまで拡大し、業界団体等への周知期間を設けて、令和7年度10月期から適用。

○**対象業務**：総合評価落札方式及びプロポーザル方式における、土木コン、測量、地質調査、建築コン、補償コン業務

○**加点方法**：指名（選定）段階における、『参加表明者の経験及び能力』にて加点を行う。

WLB加点に伴い、『参加表明者の経験及び能力』の配点を一部見直し。

評価項目		総合評価落札方式				プロポーザル方式	
		簡易型		標準型		公募・簡易公募型 プロポーザル	
		(1:1)		(1:2)			
		現行	見直し案	現行	見直し案	現行	見直し案
指名・選定段階	建設コンサルタント登録等	5	5	5	5	5	5
	同種又は類似業務等の実績の内容	5	4	5	4	10	8
	地域貢献度（災害協定に基づく実績）	5	5	5	5	-	-
	過去4年間の業務成績	30	30	30	30	30	30
	過去2年間の業務表彰	5	5	5	5	5	6
	WLB推進企業		1		1		1
	技術者資格	5	5	5	5	5	5
	同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	5	5	5	5
	地域精通度（当該事務所周辺の受注実績）	5	5	5	5	5	5
	過去4年間の業務成績	30	30	30	30	30	30
	過去4年間の業務表彰	5	5	5	5	5	5
配点合計		100	100	100	100	100	100

評価項目	評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点

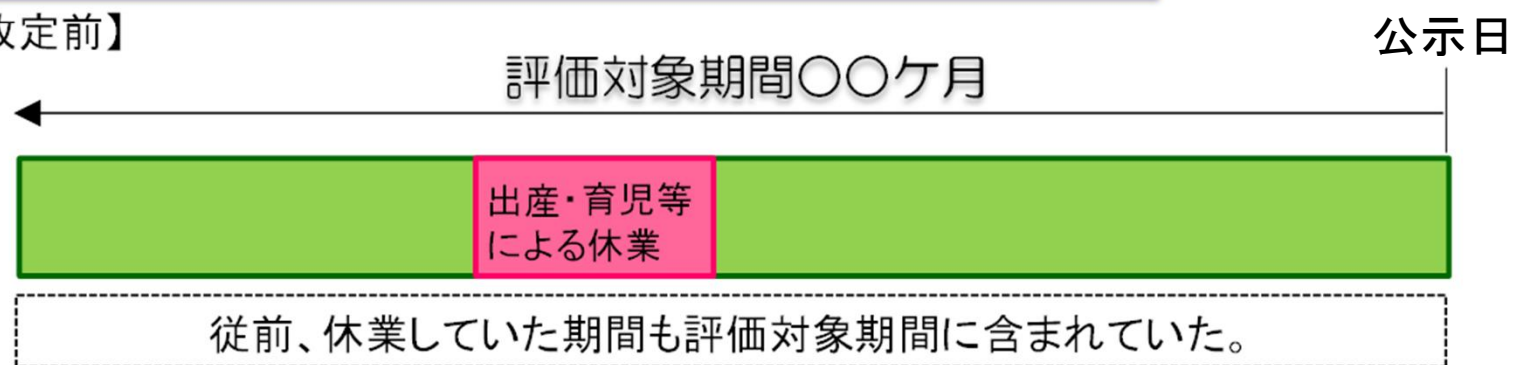
評価期間における出産・育児等による休業期間の取り扱い

○ 配置予定技術者について、出産・育児等による休業期間※も考慮して評価

※ 産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。

配置予定技術者が評価対象期間に出産・育児等で休業していた場合

■ 評価対象期間【改定前】



■ 評価対象期間【改定後】



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点評価

令和6年能登半島地震に係る賃上げ企業優遇措置への取扱い

○令和6年3月13日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、以下のとおり賃上げ企業優遇措置への取扱いを運用する。

【賃上げ企業の減点免除措置】

- ・災害救助法の適用対象とされた、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村（令和6年1月19日時点）に、主たる事業所を有する企業については、賃上げ企業の減点免除の対象とする。ただし、主たる事業所以外が被災した場合についても、その被災状況や経営への影響等の実情に応じて免除対象となる場合がある。

【北陸地方整備局における調達】

- ・新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内における発注、及び競争参加資格における地域要件の対象地域が新潟県内、富山県内、石川県内又は福井県内を含んで設定する場合は、当面の間、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目は設けないこととする（令和6年4月1日以降に入札契約手続きを開始する案件より適用）。

【北陸地方整備局管内図】



【賃上げ項目の設定をしない案件】

- 新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県内に所在する事務所の発注案件。
（本局発注の場合は、工事施工箇所や業務対象箇所が上記4県内を含むかで判断する）
- 上記4県内以外に所在する事務所で、地域要件に新潟県、富山県、石川県又は福井県を含んで設定する発注案件。

【（参考）賃上げ項目を設定する例】

<長野県内に係る発注>

- 千曲川河川事務所又は北陸地方整備局が発注する案件

地域要件「長野県内」

（工事：一般土木C）

（業務：簡易特別型・業務能力評価型）

→ 賃上げ項目は設ける

地域要件「指定なし」

（工事：一般土木A）

→ 賃上げ項目は設ける

上記以外は賃上げ項目を設定しない

工事・業務にかかる資格要件・評価基準等の変更タイミングについて

- ・令和5年度以前は、工事の総合評価落札方式等における競争参加資格要件の適用期間及び評価基準に基づく加点措置について、評価項目によって評価切替のタイミングが異なっていたことを踏まえ、令和6年度より工事成績や表彰の評価切替タイミングを「10月1日」に統一します。
- ・また、業務においても、工事とあわせ業務成績や表彰の評価切替タイミングを「10月1日」に統一します。

【工事】

変更前

変更後

※安全管理優良受注者表彰については、従前どおり「10月1日」で評価切替

技術資料提出期限日 (同時提出方式は、申請書提出期限日)			4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	備考
企業の技術力	工事成績		令和元年度～令和4年度							令和2年度～令和5年度											完成年度
	工事成績優秀企業		令和4年度・5年度							令和5年度・6年度											認定年度
	優良工事表彰及び安全管理優良受注者表彰	優良工事表彰	令和4年度・5年度							令和5年度・6年度											表彰年度
		安全管理優良受注者表彰	令和4年度・5年度							令和5年度・6年度											表彰年度
		優良工事における下請負者表彰 【メモ：一般土木・B、鋼橋上部、PCのみ対象】	令和4年度・5年度							令和5年度・6年度											表彰年度
	生産性向上技術活用表彰 又はICT人材育成推進企業認定	生産性向上技術活用表彰	令和5年度							令和6年度											表彰年度
		ICT人材育成推進企業認定	令和5年度							令和6年度											認定年度
配置予定技術者の能力	工事成績		平成29年度～令和4年度							平成30年度～令和5年度											完成年度
	優良建設技術者(工事)表彰 又は優良工事表彰の従事技術者	優良建設技術者(工事)表彰	令和2年度～令和5年度							令和3年度～令和6年度											表彰年度
		優良工事表彰の監理(主任)技術者	令和4年度・5年度							令和5年度・6年度											表彰年度
	技術資料提出期限日		4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 31日	1月 31日	2月 28日	3月 31日	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	

【業務】

変更前

変更後

参加表明書の提出期限日			4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	10月 1日	11月 1日	12月 1日	1月 1日	2月 1日	3月 1日	4月 1日	5月 1日	6月 1日	7月 1日	8月 1日	9月 1日	備考
技術提案書に 要求される資格	企業	過去4年間の業務成績	平成31年度～令和4年度							令和2年度～令和5年度											完成年度
	予定管理技術者	過去4年間の技術者の 業務成績	平成31年度～令和4年度							令和2年度～令和5年度											完成年度
技術提案書 特定評価項目	企業の成績・表彰	過去4年間の業務成績	平成31年度～令和4年度							令和2年度～令和5年度											完成年度
		過去2年間の業務表彰の 有無	令和4年度～令和5年度							令和5年度～令和6年度											表彰年度
		生産性向上技術活用表彰	令和5年度							令和6年度											表彰年度
	予定技術者	過去4年間の技術者の 業務成績	平成31年度～令和4年度							令和2年度～令和5年度											完成年度
		過去4年間の技術者表彰の 有無	令和2年度～令和5年度							令和3年度～令和6年度											表彰年度
参加表明書の提出期限日			4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 31日	1月 31日	2月 29日	3月 31日	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	

■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定
2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の各種試行等

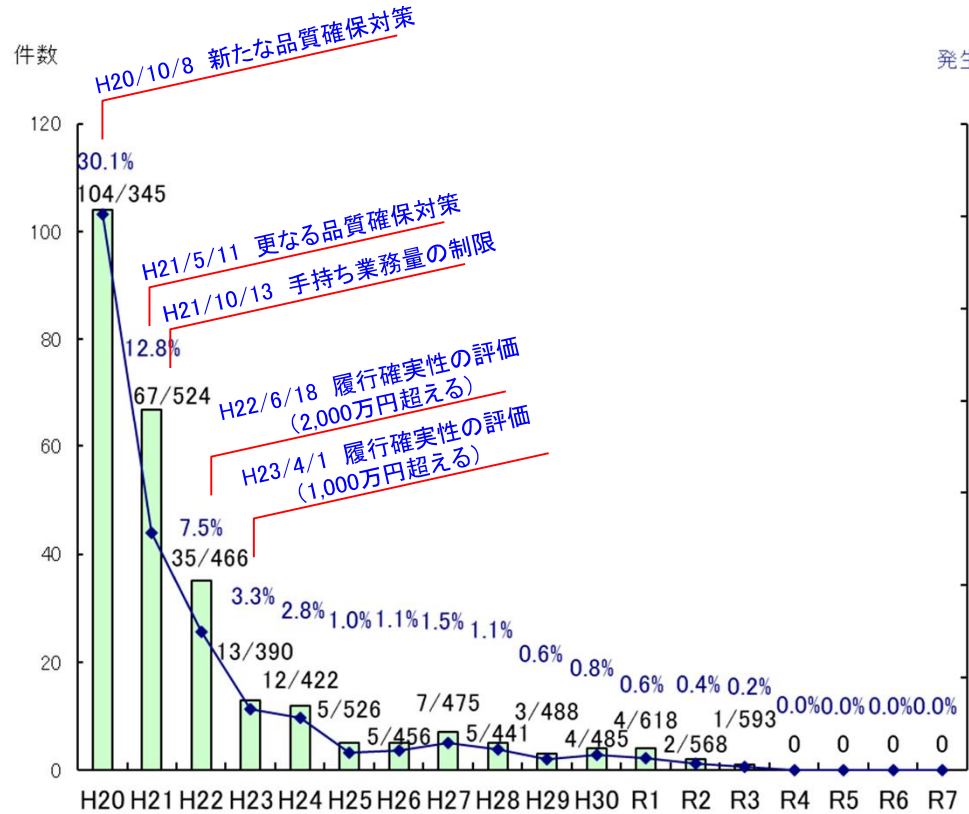
3. 低入札対策

4. 良く分かる設計業務等の品質確保&業務履行の平準化ガイド
5. 良く分かる設計と工事の図面
6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集

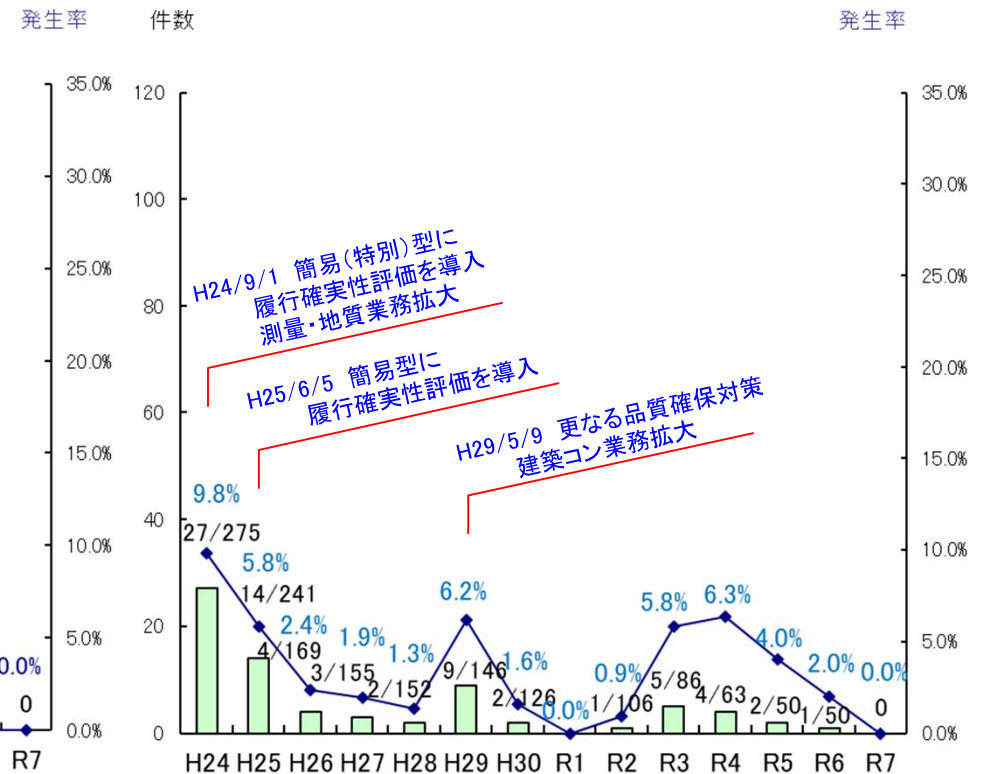
低入札の発生状況とこれまでの取り組み

- 平成25年6月より、1,000万円以下の総合評価（簡易型）に履行確実性の評価を導入。
その結果、低入札の発生件数・発生率が低下。

1,000万円を超える業務



1,000万円以下の業務



■ 低入札発生件数 ◆ 低入札発生率(低入札発生件数/発注件数)

※令和7年度は、令和7年12月末契約までの速報値。

※発注者支援業務等（旧市場化テスト対象）を除く、港湾空港関係を除く、価格競争、総合評価方式を対象件数として算定。

業務の低入札対策

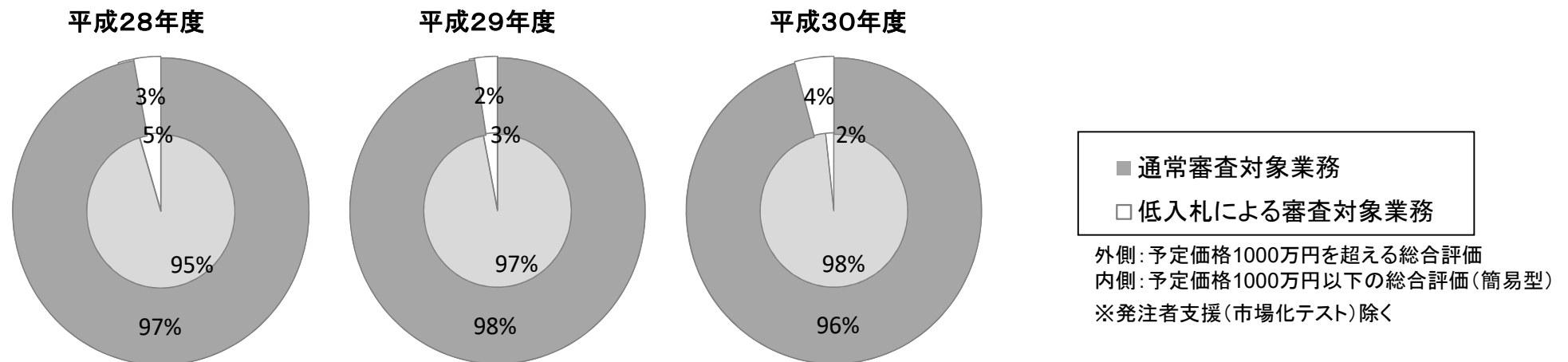
- ・予定価格1,000万円以下の総合評価落札方式(簡易型、簡易(特別)型)について、調査基準価格相当額を設定し、「**履行確実性の評価**」、「**更なる品質確保対策**」を実施。
- ・予定価格1,000万円以下の価格競争について、調査基準価格相当額を設定し、「**更なる品質確保対策**」を実施。

区分		低入対象額	履行確実性の評価	低入札価格調査	更なる品質確保対策
総合評価落札方式	①予定価格:1,000万円を超えるもの	調査基準価格	対象	対象	対象外
	②予定価格:100万円を超え1,000万円以下(標準型)	調査基準価格相当額	対象外	対象外	対象
	③予定価格:100万円を超え1,000万円以下(簡易型、簡易(特別)型)	調査基準価格相当額	対象	対象外	対象
価格競争方式	④予定価格:1,000万円を超えるもの	調査基準価格	対象外	対象	対象
	⑤予定価格:100万円を超え1,000万円以下	調査基準価格相当額	対象外	対象外	対象

※ 随意契約(プロポーザル方式を含む)は、品質確保対策の対象外

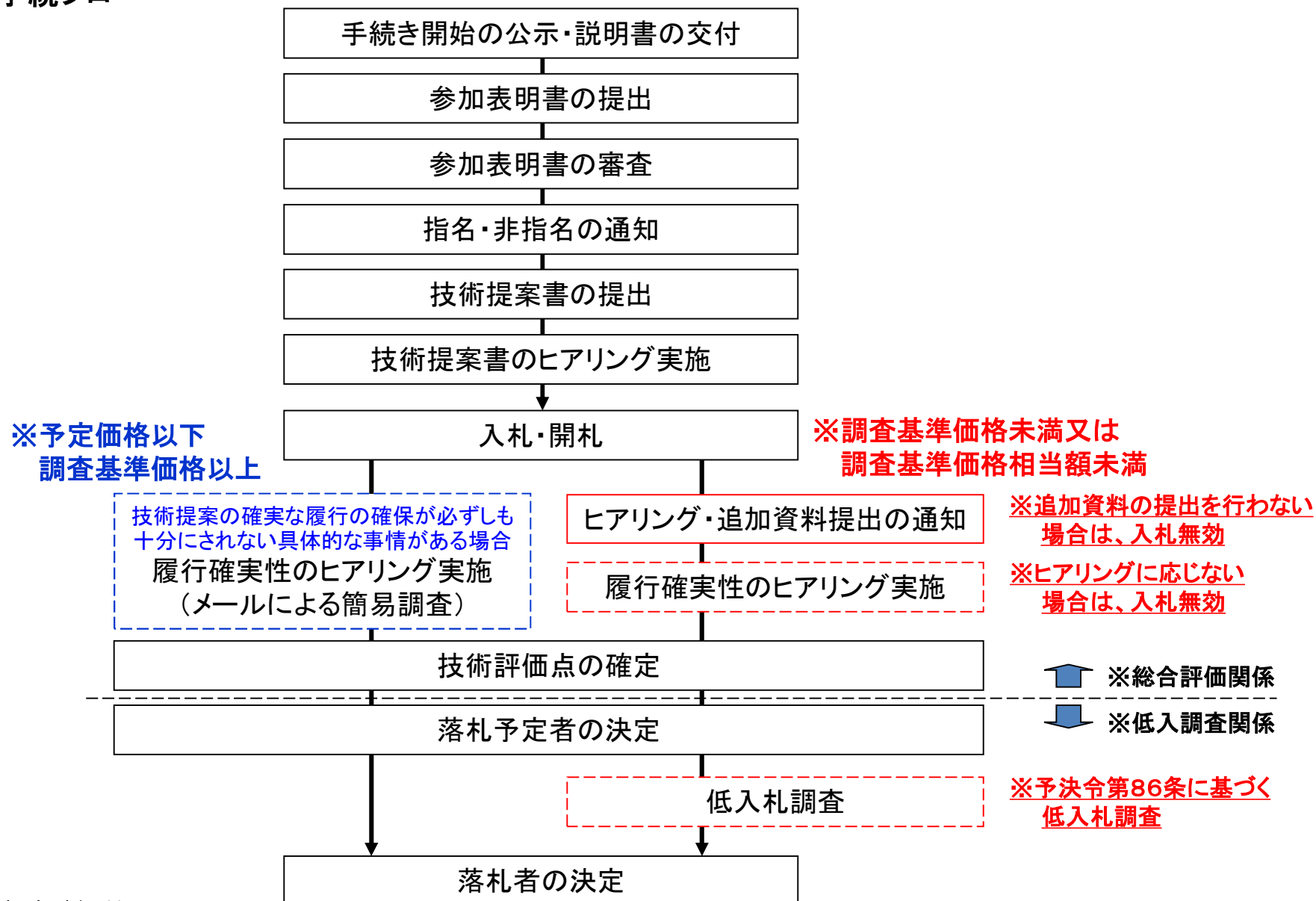
【参考】総合評価落札方式(履行確実性の評価)の実績

- ・約1割の業務が調査基準価格(または調査基準価格相当額)を下回る入札となっている。



総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査①

1. 手順フロー



総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査②

1. 審査項目

総合評価落札方式により入札・契約手続を行う業務で、

予定価格が1,000万円を超える業務、及び

予定価格が1,000万円以下の簡易型※1、簡易(特別)型※1、業務能力評価型※2 において試行する。

技術提案等の履行確実性の評価 (調査基準価格に満たない者)	審査項目	審査内容	審査の目安	判定
	①業務内容に対応した費用が計上されているか	・直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が費用額を確保しているか	・業務内容に応じて、全て必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用についてはその理由が明確である。	O or x
	②担当技術者に適正な報酬が支払われることになっているか	・配置予定技術者への適正な支払いが確保されているか ・配置予定技術者の人工が適正であるか	・業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ・業務内容に応じて、人工が必要人工を確保している又は人工が必要人工を下回っているがその理由が明確である。	O or x
	③品質管理体制が確保されているか	・照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか ・照査予定技術者の人工は適正であるか	・業務内容に応じて、各々の技術者に支払われる報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っていても理由が明確である。 ・業務内容に応じて、人工が必要人工を確保している又は人工が必要人工を下回っているがその理由が明確である。	O or x
	④再委託先への払いは適正か	・再委託業務内容を再委託先が確認しているか	・業務内容に応じて、再委託の内容、金額が明確である。	O or x

※1: 技術提案の確実な履行確保審査

※2: 業務実施体制の確実な履行確保審査

総合評価落札方式における技術提案の履行確実性審査③

3. 評価方法 審査結果を基に履行確実性の評価を行い、評価に応じて「履行確実性」を付与する。

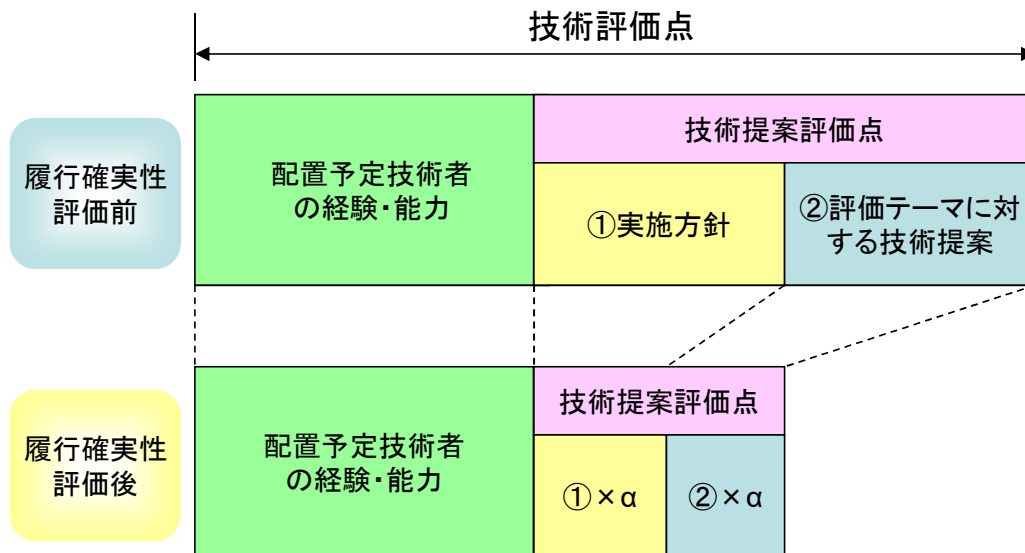
【総合評価点の算出方法】

○ 総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点

- 価格評価点と技術評価点の配分＝1：1～1：3
- 技術評価点 ＝ 60点 ※簡易(特別)型は50点
- 価格評価点 ＝ 20～60×(1－入札価格／予定価格)

技術提案以外の評価点
+
技術提案評価点×(履行確実性度)

4. 技術評価点の算出イメージ



【履行確実性の審査】

(審査の観点)

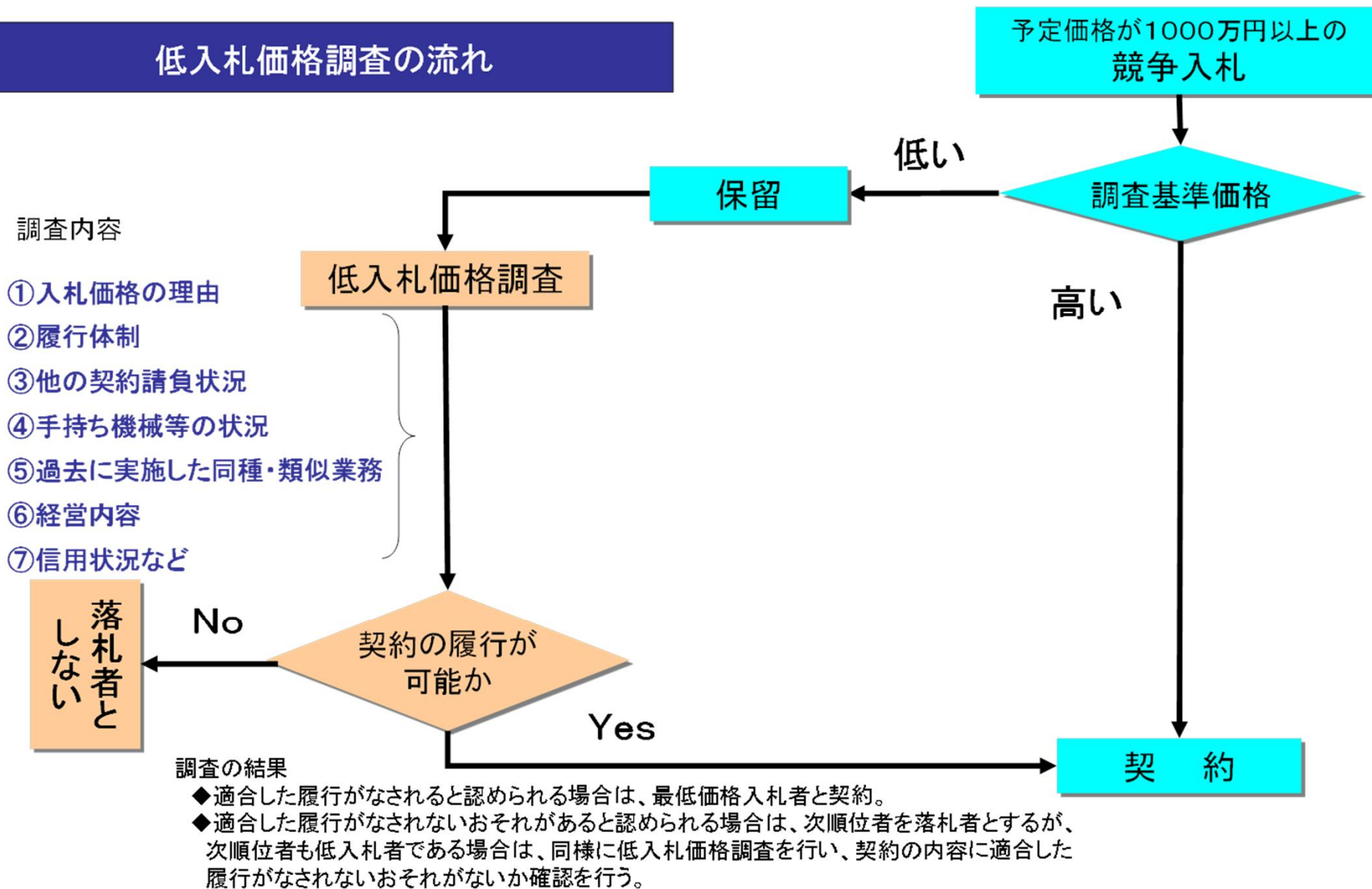
- ①業務内容に応じた必要経費の計上
- ②担当技術者に対する適正な支払の計上
- ③品質管理体制の確保
- ④再委託がある場合は適正な支払いの確認

「○」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

注) 配置予定技術者の経験・能力：配置予定技術者の資格・業務実績・成績・表彰等
技術提案評価点：実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

業務の低入札価格調査

低入札価格調査の流れ



更なる品質確保対策①

対象業務と調査基準価格相当額の設定

●対象業務

・国土交通省発注の建設コンサルタント業務等のうち、

①総合評価落札方式の予定価格が1,000万円以下の競争入札

②指名競争方式

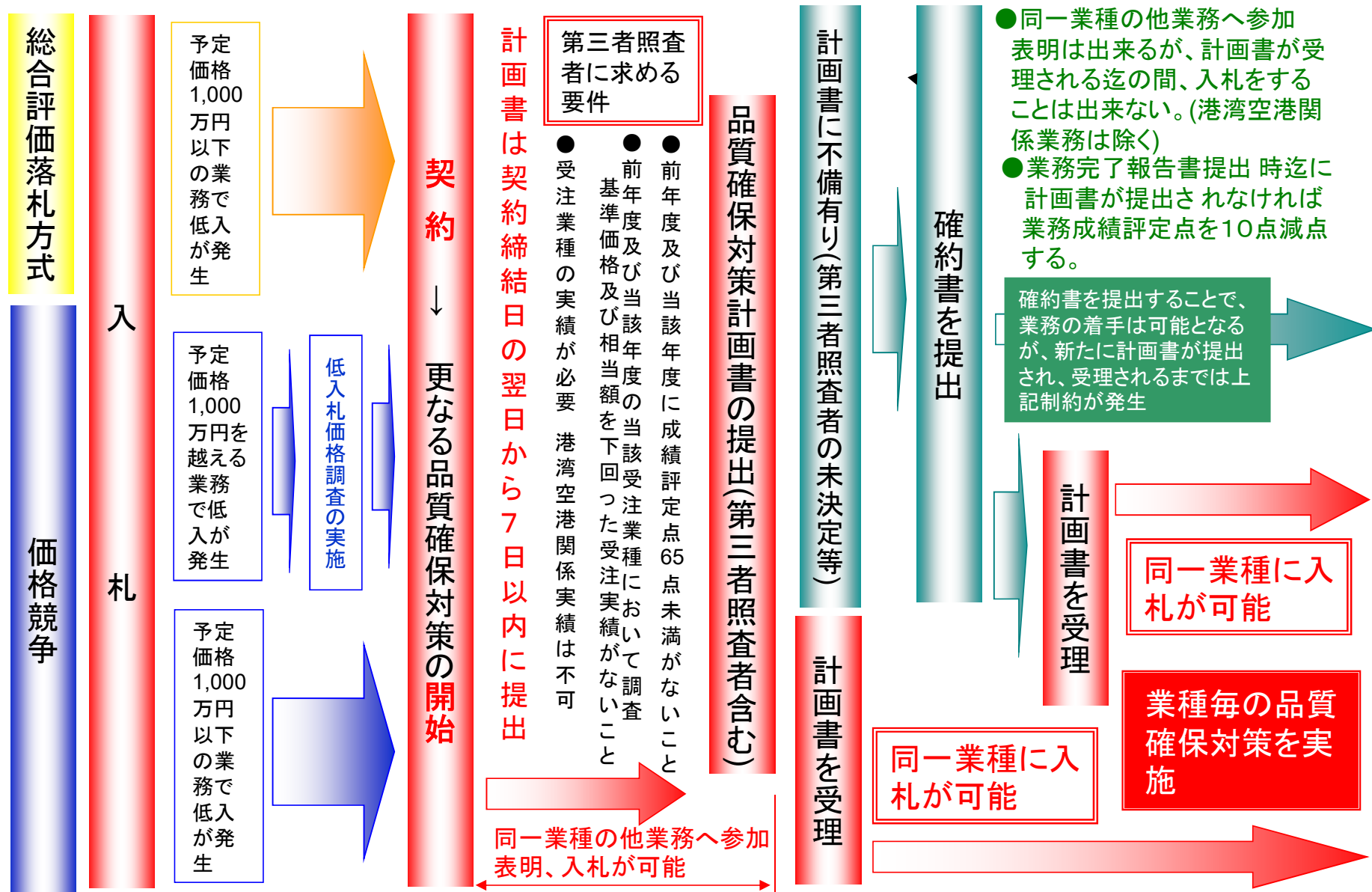
●調査基準価格相当額

下表の①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を調査基準価格相当額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

※入札説明書を確認のこと。

更なる品質確保対策②



更なる品質確保対策③

北陸地方整備局では、平成20年10月に「新たな品質確保対策」の試行を開始したところであるが、依然として低入札が続き、品質への影響が懸念されたため、「更なる品質確保対策」として、履行確認体制の強化、第三者照査の適用を拡大し、試行を継続中である。

【品質確保対策の内容】

業種名	H20.10.8新たな品質確保対策	H21.5.11更なる品質確保対策
土木コンサル	・照査のある業務に第三者照査を実施	・全ての業務に第三者照査を実施 ・全ての打ち合わせに管理技術者が立会 ・屋外業務時に管理技術者が現場常駐
測量	・第三者機関による検定を実施 ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施	・全ての業務に第三者照査を実施 ・全ての打ち合わせに主任技術者が立会 ・屋外業務時に主任技術者が現場常駐 ・第三者機関による検定を実施
地質調査	・屋外調査時に主任技術者又は担当技術者を現場常駐	・全ての業務に第三者照査を実施 ・全ての打ち合わせに主任技術者が立会 ・屋外業務時に主任技術者が現場常駐

H29.5.9修正

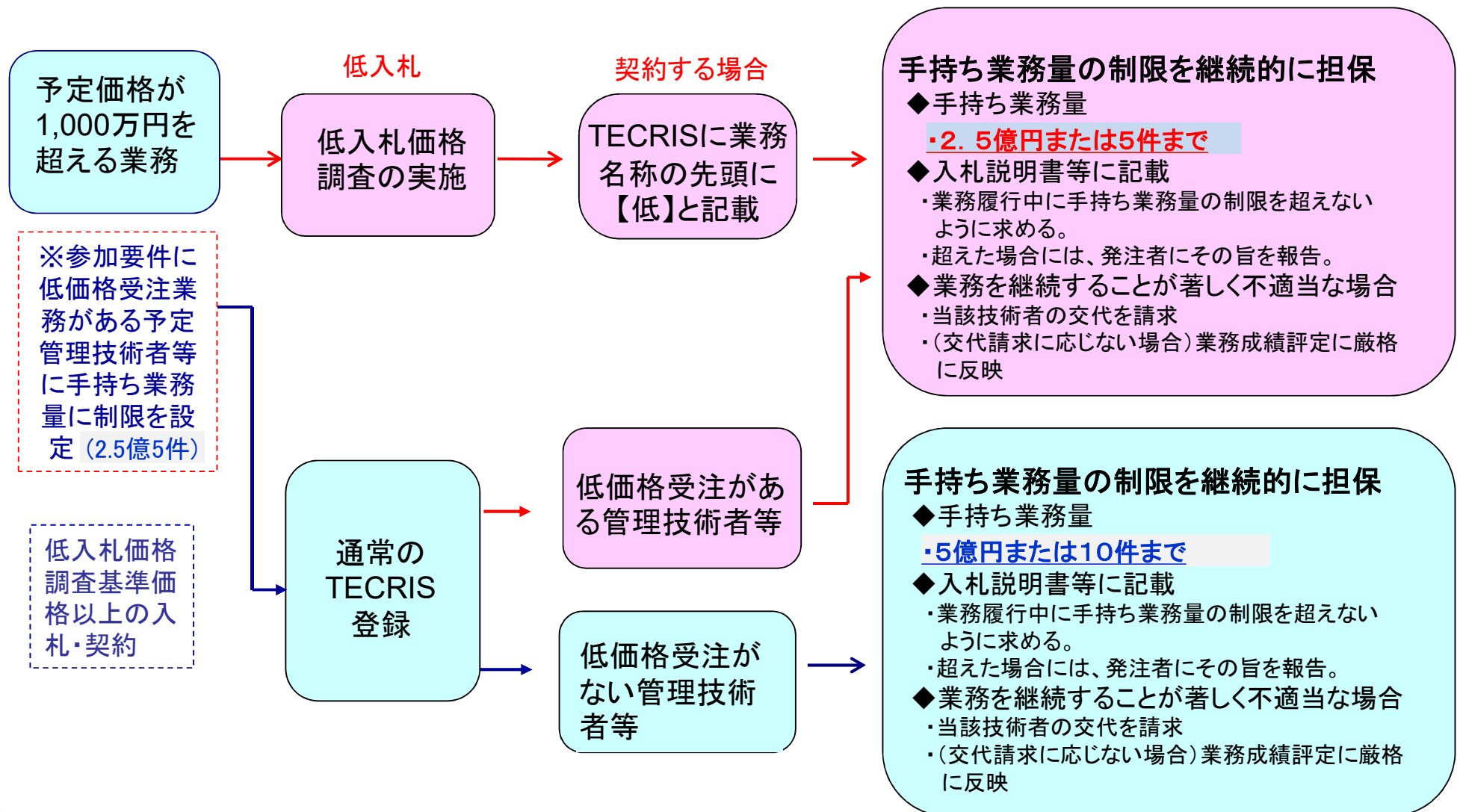
建築コンサルに関する品質確保対策（H29.5.9以降入札公告等を行う入札から適用）

- ・設計業務において全ての打合せ・現地踏査に管理技術者が立ち会う
 - ・工事管理業務において全ての打合せ及び全ての総合定例会議に管理技術者が立ち会う
- また、「重点工事管理項目」に係る検討・確認等について管理技術者が自ら実施

管理技術者の手持ち業務量の制限等

手持ち業務量の制限（平成21年10月13日手続き開始業務より適用）

※令和3年4月より手持ち業務量が見直しされている



■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

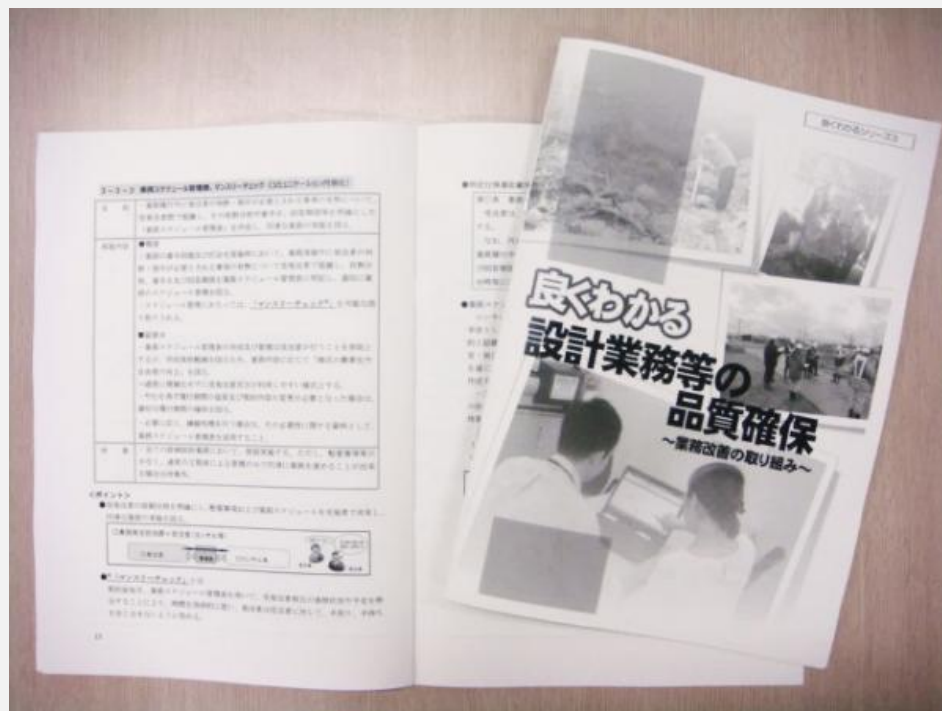
1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定
2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の各種試行等
3. 低入札対策

4. 良く分かる設計業務等の品質確保 ～業務改善の取り組み～ & 業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化 新・五箇条 ～

5. 良く分かる設計と工事の図面
6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集

設計業務等※の品質確保に関する受・発注者の責任を明確にし、各々の役割をこれまで以上に適切に果たせるよう、「品質確保対策の取り組み」について、ポイント解説と一緒にまとめた冊子「良くなる設計業務等の品質確保 ～業務改善の取り組み～」を北陸地方整備局WEBサイトにて公開。

※設計業務等・・・建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務



【掲載箇所URL(北陸地方整備局ホームページ)】
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>

【内容】

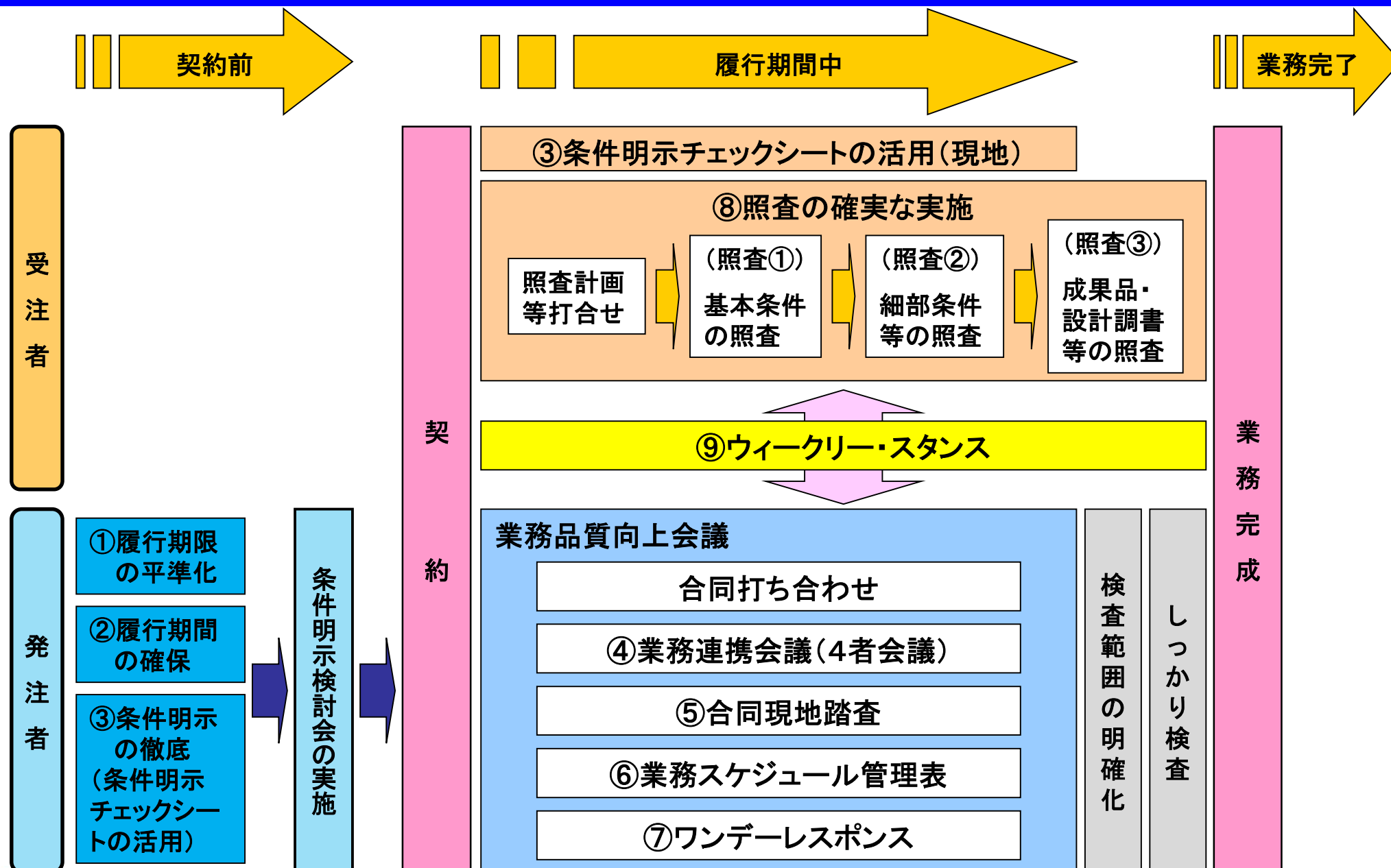
- 主として発注者が行う取り組み
 - ・適正な履行期間の設定、平準化
 - ・条件明示の徹底
 - ・検査範囲の明確化
 - ・「しっかり検査」の試行(案)
- 主として受注者が行う取り組み
 - ・照査の確実な実施(「赤黄チェック」等)
- 受・発注者双方の取り組み
 - ・合同現地踏査
 - ・ワンデーレスポンスの実施
 - ・業務スケジュール管理表、マンスリーチェック
 - ・ウィークリースタンス

【活用方法】

- 設計業務受注者に配布
(初回打合せ時に受発注者双方で確認)
- 北陸地整HPに掲載

品質向上に向けた業務改善の取り組みの全体像

ー良くなるシリーズ3ー



条件明示チェックシートの活用

－良くなるシリーズ3－

1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

- **平成24年度から一部の詳細設計業務を対象に試行開始、平成25年度は適用工種を拡大し試行を継続。**

H25年度 対象工種	道路詳細設計(平面交差点を含む)、橋梁詳細設計、樋門・樋管詳細設計、排水機場詳細設計、 築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、共同溝詳細設計
---------------	---

- **平成26年度からは対象を拡大し、砂防堰堤詳細設計についても実施**

→ 適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行

- **平成28年7月 一部改定**

3. 体制

- 確実な条件明示のための体制として、**「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催※**し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

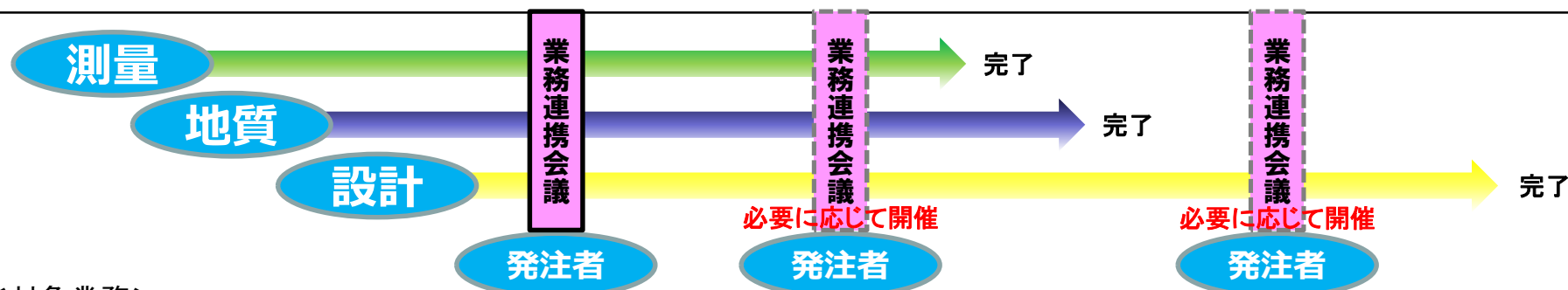
〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等

業務連携会議(4者会議)

ー良くなるシリーズ3ー

構造物の設計は、地形測量、地質調査、予備・詳細設計のステップを踏んで、順番に実施するのが一般的であるが、完成予定や早期発注、適正工期確保等により、測量、地質調査、設計業務の工期が重複する場合がある。また、測量や地質調査を終えて、設計業務に着手したとしても、追加の測量や地質調査が必要となる場合もあり、並行して業務を進めることも否定できない。

このような場合、発注者は、各々の受注者と打ち合わせ、協議等を行い、進捗や工程管理を実施しており、情報連絡や再調整等も含め、時間と手間を要することが多い。そのため、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者が工程や条件を調整する「業務連携会議(4者会議)」を試行し、より効率的な業務管理を進めるものである。



＜対象業務＞

- ①業務目的が同一の構造物における測量、地質調査、設計業務の工期が、概ね1ヶ月以上重複する比較的規模の大きい構造物の設計業務。
- ②その他、実施した方が有効と判断される業務。

＜実施時期＞

- ①設計業務受注者の業務計画書作成前
- ②業務履行途中(条件変更時等、必要に応じて)

＜費用の負担＞

- ・測量受注者: 測量主任技師及び測量技師
 - ・地質調査受注者: 主任技師及び技師(A)
 - ・設計業務受注者: 主任技師及び技師(A)
- それぞれ0.5人／回を標準とする。



1. 目的

- ・受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報等を確認。
⇒ **設計方針・情報等を関係者が共有することで、設計成果の品質向上を図る。**

2. 実施内容

■概要

設計に際し留意すべき現地の情報や状況を関係者が一同に会し共有することにより、現地の詳細状況や制約等を成果品に反映させる。

[事例] 設計条件、施工の留意点、関連事業の進捗、用地取得状況、進入路、施工ヤード、周辺施設、用排水路 等

■実施体制

受注者 （管理技術者、担当技術者）

発注者 （主任調査員または調査職員、 工事監督者または主任監督員と見込まれる者）

■留意点

- ・業務内容に応じて、合同現地踏査への「参加者の選定」と「適切な開催時期の設定」を行う。
- ・受発注者間で事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査の実施に努める。
- ・実施後は、実施内容について記録等し、受発注者間で情報共有を徹底すること。

3. 対象

- ・重要構造物に関する詳細設計業務について原則実施。
その他の設計業務についても、合同現地踏査が有効な業務については積極的に実施。
なお、受発注者協議により、複数回実施することも可能。

合同現地踏査等における地質技術者等の参画

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地踏査等において、地質調査業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

【特記仕様書記載例】

合同現地踏査に地質技術者等が参画する場合

第〇条 合同現地踏査での品質確保

本業務は、合同現地踏査における地質技術者等の参画による品質確保の試行対象業務である。

なお、試行に基づき合同現地踏査に参画する技術者としては地質技術者(又はその他)を〇人想定している。

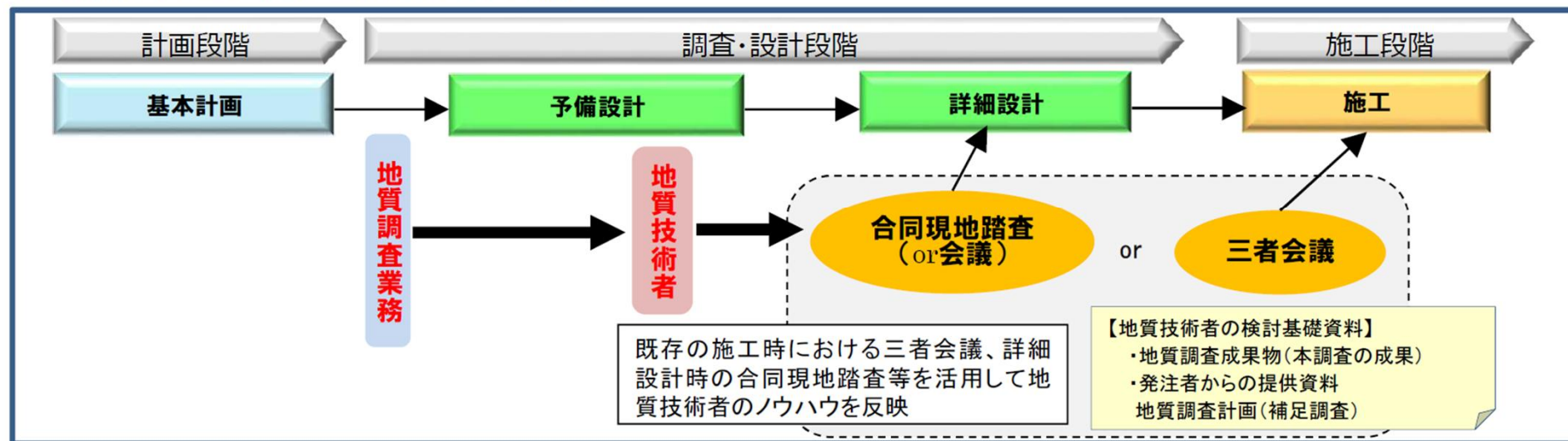
三者会議に地質技術者等が参画する場合

第〇条 三者会議での品質確保

本業務は、三者会議における地質技術者等の参画による品質確保の試行対象業務である。

なお、試行に基づき三者会議に参画する技術者としては地質技術者(又はその他)を〇人想定している。

【地質技術者の参画による品質確保の流れ】



1. 目的

業務スケジュール管理表ツールを活用することにより、適切な履行期間の把握を行いつつ、業務の平準化を踏まえた発注計画策定に寄与させるものである。

また、業務契約後においては、受注者との業務スケジュールの確認に使用し、円滑な業務遂行を図るとともに、履行実績を収集するものである。

2. 実施内容

■ 業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】

原則、全ての詳細設計業務について「業務スケジュール管理表【履行期間設定支援型】〔履行期間設定支援機能(ON)〕」を作成し適切な履行期間を設定した上で、受注者双方により適切な工程管理を行う。

※平成29年12月1日以降 入札公告を実施する詳細設計業務が適用

■ 業務スケジュール管理表(整備局版)

詳細設計業務以外においても「業務スケジュール管理表(整備局版)」を活用し、受発注者双方で確認しながら業務を進める。

業務の着手段階及び打合せ実施時において、発注者の判断・指示が必要とされる事項について協議し、役割分担、着手日及び回答期限を業務スケジュール管理表に記載し、適切に業務のスケジュールを管理する。

※平成23年度～適用、平成27年度 様式改良

業務スケジュール管理表(整備局版)

ー良くなるシリーズ3ー

業務スケジュール管理表(整備局版)のイメージ

【記入例(詳細設計業務)】

業務スケジュール管理表

平成○年○月○日

業務名	平成○年度 ▲▲護岸工及び排水樋門詳細設計業務
受注者	◇◆株式会社 TEL
契約額	¥●●(消費税込み)
管理技術者	●●● □□●×××
担当技術者(主)	●●● □□●×××
担当技術者(副)	●●● □□●××× ●●● □□●×××

現在の状況	1. 設計計画：初回業務計画書(案)提出、TECRIS提出、現地踏査申請書提出 事前協議チェックシート確認、個人情報に関する管理体制報告書提出 2. 既往資料確認：既往資料借用依頼
次回打合せ	

作業項目		5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			備考
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
関連業務	測量	G																								工期：○月○日 工期：○月○日 年 末
	地質	W																								
受注者	照査◇、照査報告◆																									年 末
	設計計画、現地踏査◇、合同現地踏査◆																									
	基本条件の整理																									
	関係機関協議資料の作成																									
	基本事項の決定																									
	護岸詳細設計																									
	樋門詳細設計																									
受注者・発注者	施工計画・仮設構造物設計																									年 末
	報告書作成・設計成果とりまとめ																									
	設計協議																									
	合同現地踏査																									
	関係機関協議(受発注者合同)																									
発注者	工事連携会議(三者会議)																									年 末
	基本条件の整理																									
	既往成果等の貸与																									
	条件明示チェックシートの貸与																									
	測量成果の貸与																									
	地質成果の貸与																									
	現状の問題・課題整理																									
発注者	巡視点検結果の貸与																									年 末
	関係機関協議(発注者単独)																									
	協議の実施																									
協議結果の提示																										年 末

○留意点

- 業務スケジュール管理表の作成及び管理は受注者が行うことを原則とするが、作成負担軽減を図るため、過度に複雑化せずに受発注者双方が利用し易い様式とする。
- やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は、適切な履行期間の確保を図る。
- 必要に応じ、繰越処理を行う場合は、その必要性に関する資料として、業務スケジュール管理表を活用する。

凡例	上段: 計画工程	――○◇	クリティカルパス	――
	下段: 実施工程	――○◇		――

ウィークリー・スタンスの取り組み (取り組む項目: ○、取り組まない項目: ×)		
月曜日	依頼の期限日としない【マンディ・ノービロド】	×
水曜日	定時の帰宅に心がける【ウェンズデイ・ホーム】	○
金曜日	業務の依頼日としない【フライデイ・ノーリクエスト】	○

1. 目的

- ・受注者からの設計条件に関する質問・協議に迅速に対応することで、円滑な業務の進捗を図る。

2. 実施内容

■概要

- ・業務履行中に受注者より設計条件等に関する質問・協議があった場合には、その日のうちに回答することを原則とし、回答に検討期間を要する場合には、受注者に優先順位や重要度を確認した上で、適切な回答期限を設定し、確実に回答を行う。

■留意点

- ・回答期限を超過する場合は、新たな回答期限の連絡を徹底する。
- ・回答に重要な判断を必要とする場合は、事務所内の統一見解を確認する等、回答内容の正確性を重視する。

3. 対象

- ・H23、H24： 全ての詳細設計業務において、原則実施。
- ・H25～ ： **全ての測量業務、地質調査業務、土木関係コンサルタント業務に対象を拡大。**

照査の確実な実施(詳細設計照査要領)

－良くなるシリーズ3－

1. 目的

- ・設計照査を有効に活用し、業務成果の品質向上を図る。

2. 実施内容

- ①「詳細設計照査要領」の義務付け（H7～ 詳細設計業務 8工種）
基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施することの特記仕様書にて義務付け照査内容の統一を図ることで成果品の品質を確保。
- ②照査期間の確保（H23.12～）
業務着手段階において、照査の実施時期・必要期間を受発注者で協議し、着手日・期限を定めて業務管理スケジュール表等に明示。（照査期間に配慮した工程管理を実施）
- ③照査技術者自身による照査報告（H23.12～）
成果品納入時に、照査技術者自身による照査報告を原則とすることで受注者の意識を向上。（必要に応じて、成果品納入時以外でも照査報告の実施が可能）

➡ **H29. 3改定(関連基準類の改定反映、照査項目の見直し、発注者・設計者・施工者の意見反映)**
H4. 3改定(道路詳細設計照査要領の舗装工について照査内容追加)

3. 対象

- ① ⇒ 詳細設計業務8工種※ ②③ ⇒ 全ての詳細設計業務において原則実施。

※(詳細設計業務 8工種)

- ①樋門・樋管詳細設計、②排水機場詳細設計、③築堤護岸詳細設計、
④道路詳細設計(平面交差点を含む)、⑤橋梁詳細設計(鋼橋・コンクリート橋)、
⑥山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む)、⑦共同溝詳細設計、⑧仮設構造物詳細設計

照査の確実な実施(赤黄チェック)

ー良くなるシリーズ3ー

1. 目的

照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス(単純ミス)を減らす。

2. 実施内容

詳細設計業務の受注者は、照査について、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書(以下、設計図面等)に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法(※1)で行い、その分の照査歩掛を上乗せ。また、成果品納入時における照査報告において、設計図面等における照査の根拠となる資料を示すことができるものを提示(※2)する。

※1:照査については、受注者の責任において実施すべきものであるため、ここでいう「照査結果の根拠資料を示すことができる照査方法」は、受注者の任意の方法とし、発注者は指定しない。ただし、照査方法の具体例として、下記の「**赤黄チェック**」を参考として挙げる。

赤黄チェック:設計図と設計計算書、設計図と数量計算書、相互の整合について、設計図、設計計算書、数量計算書に赤書きで確認チェックマークを入れ、修正箇所は黄色で消し赤書きにより訂正(建設コンサルタント協会の「品質向上に係る品質向上推進ガイドライン(GL)」の施策)。設計図不具合の主要因である単純ミス(図面作成ミス データ入力時の不注意・確認不足)を減らすために有効。

※2:照査の根拠となる資料は、提示のみとし、成果品として納める必要はない(提出用に体裁を整える必要はない)が、照査報告書および打合せ記録簿に、照査の根拠となる資料の提示の有無を記載するものとする。

3. 特記仕様書記載例(イメージ)

第〇条 成果品の照査

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法も含むものとする。確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

4. 対象

・平成25年度から試行を開始



平成28年度から赤黄チェックを本格運用(標準歩掛)

□一週間における受発注者相互のルールや約束事、スタンスを目標と定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、品質確保に寄与する「ウィークリースタンス」を全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務において実施する。

□結果検証のため、今後、受発注者への「取り組み状況調査」を実施する。

※青字アンダーライン箇所が修正点

進め方

- 1) 全ての業務において特記明示
- 2) 具体的な進め方
 - ① 初回打合せにおいて、取組内容を定める。
 - ② 定めた内容は、管理技術者等及び主任調査員等が打合せメモ等で確認し、受発注者間で共有する。
- 3) 取組方法
 - ① 取組内容の確認及び状況報告等は、業務スケジュール管理表を活用する。
 - ② 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
 - ③ 管理技術者等は、成果品納入時の打合せにおいて、業務全般の取組結果（効果、改善点等）について報告する。

月 火 水 木 金 土 日 月 …

① 依頼期限としない

② 定時帰宅に心がける

③ 金曜日に依頼しない



① 依頼期限としない

④ 昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない
⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない

【特記仕様書記載例】

第〇条 ウィークリー・スタンス

1. 本業務はウィークリー・スタンスの推進を図るために下記の事項について、受注者の意思を確認の上、受発注者間で目標を定め、取り組むものとする。

- ① マンデー・ノーピリオド（月曜日は依頼の期限日としない）
- ② ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅に心がける）
- ③ フライデー・ノーリクエスト（金曜日に依頼しない）
- ④ ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング（昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない）
- ⑤ イブニング・ノーリクエスト（定時間際、定時後の依頼をしない）

【以下は、任意で記載】

- ⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける
- ⑦ その他、任意で設定する取組（受発注者間で合意した事項）

2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めるものとし、確認及び情報報告等は、業務スケジュール管理表等を活用する。
なお、災害対応等の業務遂行上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

マンスリー・ケア(試行)

1. 目的

受注者の業務執行の円滑化や精神的負担の軽減を目的に、ウィークリースタンスの実施状況や業務執行・スケジュール等の状況について、発注者が毎月ケアすることで、業務環境等を改善し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努める。

2. 対象

原則、全ての土木関係コンサルタント業務を対象に試行。(状況を見つつ、測量業務、地質調査への拡大)

3. 取組内容

- ①発注者(〇〇官or担当課長)が、受注者(管理技術者)に、電話(2回目以降はメールも可)によるケア(ヒアリング)を実施。
- ②毎月一回(在宅勤務の日を想定)、全ての業務を対象に10~20分程度で実施。
- ③ケア(ヒアリング)の内容は以下のとおり。

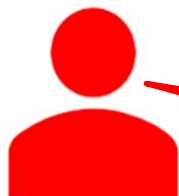
- ・ウィークリースタンスやマンスリーチェック等が適切に実施されているか？
- ・業務を遂行する上で困っている事や、阻害要因は無いのか？
- ・その他、受発注者間で共有したい情報、受注者からの要望事項、相談事等の確認。

※受注者の不安解消や問題点の発見を目的とするものであり、業務の内容や進捗状況等を確認するものではない。(業務に関する打合せはしない事！)

- ④ケア(ヒアリング)内容によっては、副所長等に相談の上、ワンデーレスポンスで対応。

北陸地方整備局の取組み	
ワンデーレスポンス (日々の対応)	H23~ 
ウィークリー・スタンス (一週間の予定)	H26~ 
マンスリー・ケア (月々のケア)	R3~(案) 

発注者(〇〇官・担当課長等)



マンスリー・ケア
(毎月1回・10~20分程度)

受注者(管理技術者)



なるべく簡素に相互の負担を少なく！

【メリット】

- ・全ての業務の問題点等を把握できる
- ・現場の声を知ることができる
- ・現場の問題意識が深まる

- ・ウィークリースタンスやマンスリーチェックは、適確に実施されていますか？
- ・業務をスケジュール通りに進める上で、支障となっている事はありますか？
- ・業務上で、悩んでいる事、困っていることはありませんか？
- ・その他、伝えておきたい事、相談したい事はありますか？.....

【メリット】

- ・発注者との双務性が深まる
- ・現場の声を直接課長に伝えることで安心感が生まれる
- ・毎月の会話により相談し易い雰囲気が生まれる

設計段階における新技術・新工法検討

1. 目的

「北陸地方整備局設計及び解析業務委託共通仕様書」第1編 共通編 第1209条(設計業務の条件) 12.に、設計時の有用な新技術・新工法の積極的な活用検討を行うこととしていることをふまえ、設計段階における有用な新技術・新工法の選定、更には工事における活用を促進し、品質の向上、施工の効率化、環境負荷の低減など、公共工事における多様な課題への対応を図ることを目的とする。

2. 実施内容

■概略設計又は予備設計における新技術活用

概略設計又は予備設計にかかる比較検討において、次工程の詳細設計に向けて、新技術情報提供システム(NETIS)、「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」等を活用するものとする。

■詳細設計における(工事施工段階を見据えた)新技術活用

概略設計又は予備設計における検討成果を踏まえ、詳細設計業務において工事発注段階を見据えて新技術・新工法を活用することを認識したうえで、設計条件(施工条件含む)・業務条件を決定するものとする。

- 1) 工事目的物に直接影響するなど設計業務成果に反映する新技術に関する検討は、標準歩掛内(設計業務成果に直接影響のため)であり、別途計上の対象としない。
- 2) 施工方法など工事発注段階で積算に反映する新技術に関する検討(標準歩掛として、工法検討・施工計画検討等が設定されている工種は除く。)は、受注者と協議して設計変更の対象(工事積算のみに影響するため)とし、当面は、見積もり対応とする。

◆「設計段階における新技術・新工法検討の手引き」

＜国土交通省WEBサイト 新技術活用～公共工事等における新技術活用スキーム～ のWEBページに掲載＞

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo08_hy_000054.html

3. 新技術活用に係る各種チェック表＜整備局WEBページ：<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html>＞

■条件明示チェックシート

■詳細設計照査要領

☐ 基本条件の照査にあたり、[新技術活用の検討を追加を項目](#)

☐ 受注者が新技術の活用を判断した場合は、[細部条件の照査項目に反映](#)するとともに、[成果品の照査項目を追加](#)

建設コンサルタント業務等における生成AI利活用

■対象業務：測量、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務等含む）

■情報漏洩リスクへの対応

□生成AI利活用計画書

委託業務において、生成AIを用いて成果等を取りまとめる場合には、受注者が生成AI利活用計画書を作成し発注者に提出。

◇生成AIを用いた成果等とは、報告書・設計成果に直接影響するもの

例：報告書本文の生成（要約・文章生成）、設計条件の整理・記述生成、発注者への提出書類等

□生成AI利活用計画書が不要な場合

生成AIを用いた成果等のとりまとめを行わず、受注者側での一般的な調査等（法令や基準、文献の検索補助、検討資料のたたき台等）での生成AIの利用に留まる場合には従来どおり業務計画書に行政情報流出防止対策の強化に関する事項等を記載することで「生成AI利活用計画書」の作成及び発注者への提出は不要。

ただし、業務履行中に必要が生じた場合には速やかに受注者が作成し発注者へ提出

■機械可読性の向上

生成AI等による利活用を見据え、業務成果物の構造化及び機械可読性向上に配慮（生成AI等が認識・解析しやすい形式）した成果のとりまとめに努める。

◇報告書本体において、構造化された見出し体系や明確な章立て

◇図表への適切なキャプションやテキストの付与

◇報告書の要旨、目次、結論等の主要部分は、マークダウン形式等の機械可読性の高い形式での作成

◇データや図表は、可能な範囲で元データ（CSV、JSON等）を提供

なお、業務の特性等により上記の対応が困難な場合は別途協議

■生成AIを用いた成果物の留意事項

生成AIを用いた成果物が契約書第8条に定める特許権等の第三者の権利の対象となりうることに留意し、生成AIを用いて作成した成果又は生成AIが成果内容の作成に実質的に寄与した箇所については、その旨を成果物に明示。

特に画像等で生成AIを利用した場合には原則その旨の注釈が必要。

生成AI利活用計画書（ひな形）

提出日：〇〇年〇〇月〇〇日

1. 業務名	（例：〇〇設計業務）
2. 受注者名	（会社名、代表者名、部門、管理技術者氏名）
3. 利用目的	具体的な目的・理由（再委託先がある場合、再委託先ごと） ・業務のAI利用による自動化 （例：テキストデータ解析、図面構成案の検討支援等） ・設計代替案の生成支援等
4. 利用予定範囲	・使用予定の業務工程 （例：計画策定、設計案作成、報告書作成補助等） ・対象とするデータ ・作業の概要、利用範囲（再委託先がある場合、再委託先ごと）
5. 利用予定の生成AIサービス名	・サービス名称/提供元（再委託先がある場合、再委託先ごと） （例：ChatGPT（OpenAI）、Gemini（Google）、Claude（Anthropic）等） ※複数のLLMを用いて提供されるサービスを利用する場合もそのサービス名を記載する（GaiXer、exaBase等） ・利用形態（クラウド、オンプレミス等）
6. 入力情報の取扱い	・個人情報の取り扱い（原則入力しない。個人情報を入力する場合、その理由・範囲・対策を明記） ・生成AIサービス側で入力データが学習されないようする個別措置の有無（学習排除措置の根拠（サービスの設定・約款等）を具体的に明示） （再委託先がある場合、再委託先ごと）
7. リスク対策	・情報漏洩防止策（社内ポリシー、アクセス制限等の整備状況） ・生成AIの利用履歴の保存方法（社内規定や契約サービスの約款等の有無） ・誤情報/誤解釈リスクに対する検証 （例：生成結果レビュー体制の確保状況 など）
8. 発注者との協議内容	・生成AIの利用に関する事前協議の実施有無 ・協議に基づく条件や制限事項の明記 ・未協議の事項がある場合の今後の協議予定
9. その他	・再委託先での生成AI利用の有無の確認状況 ・継続的な見直し・報告の予定 ・生成AIを利用して作成した成果物について、その旨を明示する方針 （画像等に生成AIを利用する場合、注釈を付ける旨の記載） ・第三者の権利（著作権等）への配慮事項 ・AI学習への配慮（構造化された見出し、図表へのキャプション付与等）事項 など



業務履行の平準化ガイド ～ 業務平準化 新・五箇条 ～

「業務平準化の新・五箇条」

年度末に集中している業務の履行期限について、受発注者の担い手の確保・育成や労働環境改善のためのキャッチフレーズ

「業務履行の平準化ガイド」

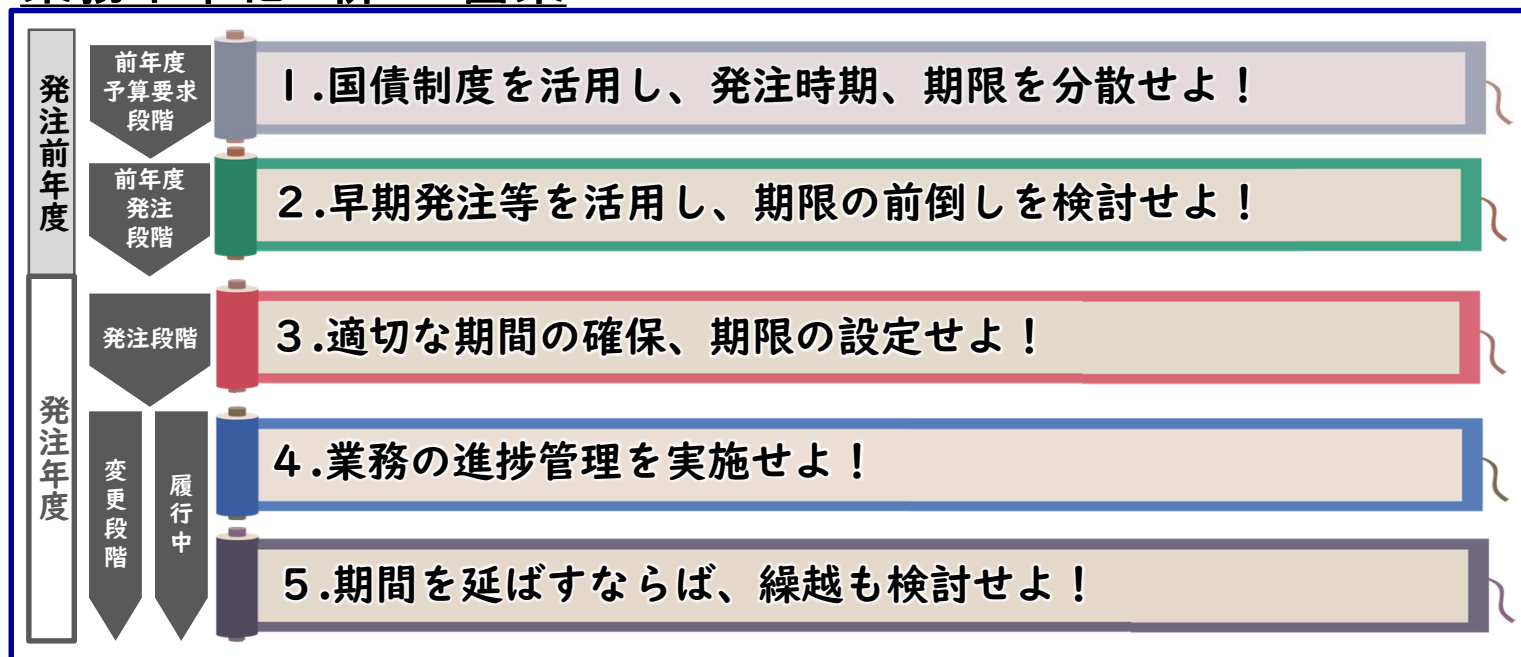
業務平準化の新・五箇条について、受発注者双方が理解し適切に運用するために、具体的なポイントを例示



↑ ↑ 北陸地方整備局HP ↑ ↑

WEBコンテンツにて掲載

業務平準化 新・五箇条



業務平準化の目的

- ☐ 受発注者ともに担い手の確保・育成には、労働環境改善が大きなテーマとなっており、業務履行の平準化は、受注者のみではなく発注者の労働環境改善にも効果が期待。
- ☐ 発注者にとって、年度末となる第4四半期は、完了検査や翌年度における発注事務等の業務が重なる時期であることから、業務履行の平準化は発注者の負担軽減に寄与。
- ☐ 受注者にとって、履行期限が第4四半期に集中することによる成果物のとりまとめ作業の負担軽減に寄与。

■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定
2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の各種試行等
3. 低入札対策
4. 良く分かる設計業務等の品質確保&業務履行の平準化ガイド

5. 良く分かる設計と工事の図面

6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集

工事発注は、基本的に設計業務を委託した設計者が作成し、成果として提出した図面を用いて発注しているが、実際の施工段階において、「現地とあわない」、「施工できない」などのトラブルが発生していることがある。

このような事態への対応として、工事連携会議(いわゆる三者会議)において打ち合わせし、必要に応じて、修正設計を行ったり、補足説明など、工事施工者の理解を支援している。このとき、**図面の取り扱いについて、発注者(設計業務と工事がある)、設計者(コンサルタント)、施工者(ゼネコン)の三者において、必ずしも、共通の認識となっていない場合がある。**

そのため、図面の種類ではなく、図面の取り扱いに関して、「**その名称**」、「**作成主体**」、「**位置付け**」等について、整理、明確にし、業務や工事の円滑な遂行、並びに成果物の品質を確保するための冊子「**良くなる設計と工事の図面**」を作成しました。



【内容】

○設計書添付図面等作成要領の運用(案)

- ・図面の分類と定義
- ・図面作成にあたっての留意点
- ・設計と工事における図面作成の流れ
- ・図面の種類と責任区分

○設計書添付図面等作成要領の運用(案)に係る参考文献

- ・設計及び解析業務委託共通仕様書(抜粋)
- ・土木工事共通仕様書(抜粋)

○図面の種別の判断が難しい事例

- ・設計者と発注者
- ・発注者と施工者
- ・設計者と施工者

【掲載箇所URL(北陸地方整備局ホームページ)】

<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kijyun.html#yokuwakaru>

2 設計書添付図面等作成要領の運用(案)

2-1 図面の分類と定義

工事の施工に係る図面の分類と定義は、設計要領〔共通編〕（H23.9北陸地方整備局）「設計書添付図面等作成要領」により、基本的に次のとおり5種類に大別される。

(1) 設計図

「設計図」とは、工事目的物の規格寸法、並びに設計施工条件を明示した図面。

設計者は、発注者から貸与された地形図等を使用して、業務委託の契約図書に基づき「設計図」を作成し、発注者に納品する。但し、工事発注後、納品した図面に瑕疵があった場合は、設計者が当該図面を修補する。

発注者は、設計者から納品された「設計図」を「当初設計図」「参考図」「その他」に分類し、「当初設計図」「参考図」を入札公告時に提示する。

なお、「その他」とは、施工計画（施工方法、施工手順等）を検討した図面など、工事発注において「設計図書」としない図面。

施工者は、入札公告時に提示された「当初設計図」どおりに施工する必要がある。

(2) 参考図

「参考図」とは、「当初設計図以外」で、入札公告時に参考提示する図面。

発注者は、設計者の業務成果を元に「参考図」として積算の考え方を明示し、入札公告時に提示する。

施工者は、「参考図」を工事価格（入札価格）算定のための数量計算及び積算、並びに施工において参考としても良い。

(3) 変更設計図

「変更設計図」とは、施工者が行う起工測量や照査の結果、当初設計図に明示された条件と実際の現場条件が一致せず、当初設計図どおりに施工することが不適切な場合、あるいは現場状況により、新たに追加の測量・設計が必要となった場合に、発注者が、設計変更を行うために作成する図面。

なお、発注者は、設計審査承認時に、必要に応じて元設計と変更設計が対比できる「変更比較図」を作成する。

(4) 施工図

「施工図」とは、施工者が、施工にあたり必要に応じて自らの裁量で任意に作成する図面。

施工者の裁量で任意に作成するため、「設計図書」としない。

(5) 完成図

「完成図」とは、当初設計図、変更設計図、参考図（必要に応じて）について、土木工事共通仕様書等に基づき、工事目的物の完成状態を記録した図面。

工事完成時に施工者が作成し、発注者に納品する。

2-2 図面作成にあたっての留意点

- (1) 設計者から納品された「設計図」については、発注者が責任を持って「当初設計図」「参考図」「その他」に分類する。
- (2) 工事発注後、設計者から納品された図面に瑕疵があった場合、発注者は、施工者に対して、その図面を修正する責任、並びに設計者に対して、修補請求する義務がある。

また、設計者は、工事発注後、納品した図面に瑕疵があった場合、当該図面を修補する義務がある。

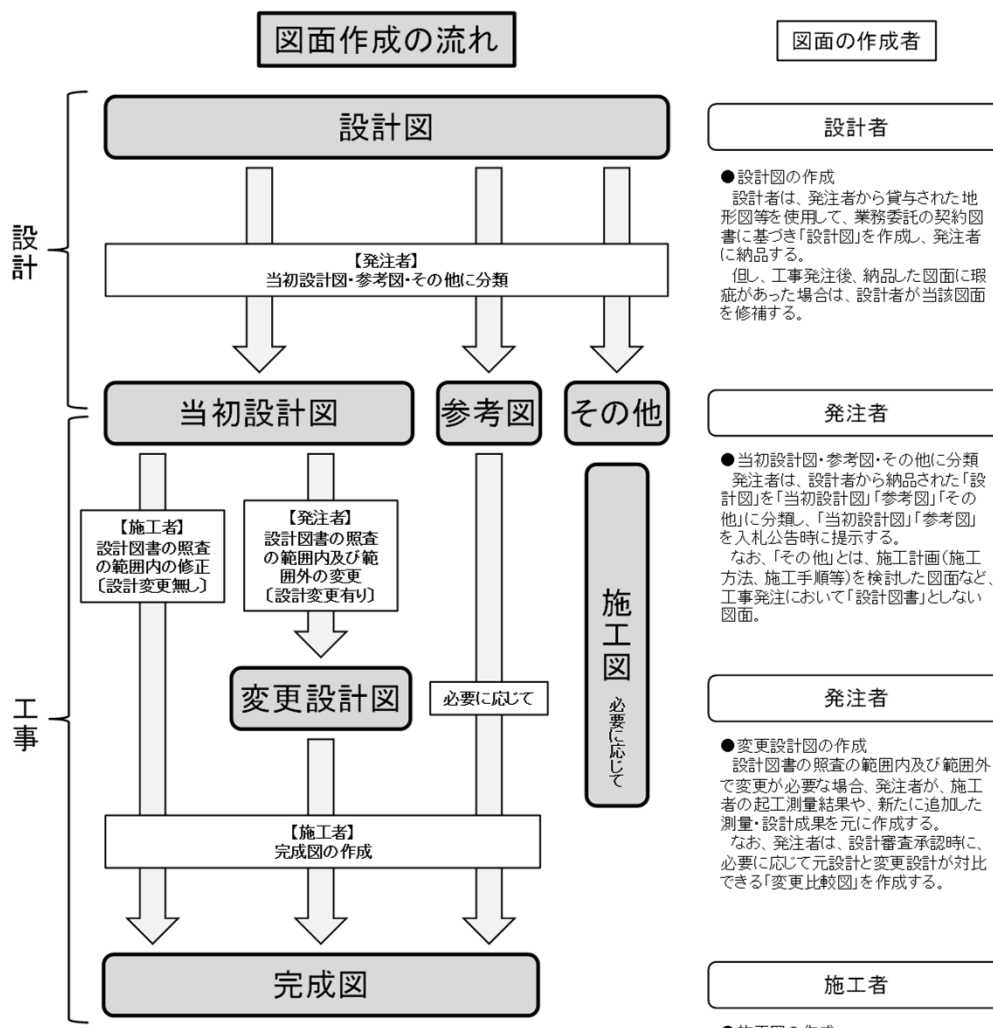
- (3) 当初設計図について「土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）」及び「土木工事設計変更ガイドライン（案）」における「設計図書の照査」により、「設計変更」が必要となった場合には、発注者の費用負担で「変更設計図」を作成する。
- (4) 工事発注後、新たに作成する図面については「1. 図面の分類と定義」に基づき、発注者と施工者の協議により「変更設計図」「参考図」「施工図」の取り扱いを定める。

ここで、図面作成を設計者に依頼する場合は、定めた取り扱いに基づき、発注者、施工者それぞれが「自身に責任がある図面」の作成費用を負担する。

- (5) 任意仮設等の「参考図」であっても、設計図書に明示された条件（発注者の積算の考え方）と実際の現場条件が一致しない場合、発注者と施工者の協議により設計変更の対象とすることができる。ただし、施工者の責による場合は除く。
- (6) 設計者が設計図を作成する際、測量精度、地質調査精度ボーリング位置など）等が必要な精度を満足しない場合や、埋設物試掘状況等の現地条件について、設計段階で十分とはいえない場合は、設計者は発注者と協議し、必要な対応を図る。

例えば、施工時において対応可能な場合は、設計図に「施工における留意事項」として「図面作成条件」「施工段階に確認すべき事項」等を記載するものとする。

2-3 設計と工事における図面作成の流れ



■品質確保・生産性向上等の取り組みについて

1. 業務内容に応じた適切な発注方式の選定
2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の各種試行等
3. 低入札対策
4. 良く分かる設計業務等の品質確保&業務履行の平準化ガイド
5. 良く分かる設計と工事の図面

6. 土木設計業務等変更ガイドライン及び事例集 等

土木設計業務等変更ガイドライン

平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が改正され、平成27年1月に品確法第二十二条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（以下「品確法運用指針」という。）が定められたところ。

品確法運用指針Ⅱ.（1）＜その他調査及び設計業務の品質確保＞において、「必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。」とされている。

今般、国土交通省土木設計業務等の発注関係事務の適切な運用を図っていく上でのガイドラインを、**平成27年3月30日に策定**。

土木設計業務等変更ガイドライン

国土交通省
技術調査課
平成27年3月

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

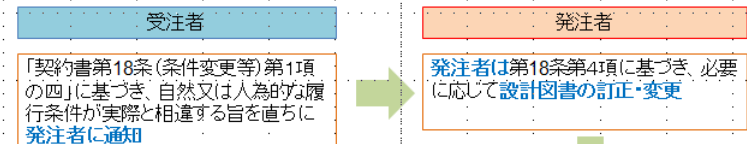
※契約毎に契約書、共通仕様書の対象案番号等が異なる場合があります。

2. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

（3）設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き（契約書第18条第1項の四）

○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合に、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



受注者及び発注者は契約書第24条、第25条に基づき、「協議」により履行期間及び業務委託料を定める。

- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なり、検討するべき項目が増えた。
(2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
(3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
(4) 予定していた関係機関との行政手続き時期を過ぎても手続きが完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
(5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
(6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
(7) その他、新たな制約等が発生した場合

土木設計業務等変更ガイドライン ―事例集―

「土木設計業務等変更ガイドライン」の理解を助けるため、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部の協力の下、北陸地方において実際に発注された土木設計業務等の、「設計変更となった事例」及び「ならなかった事例」を、受・発注者双方で持ち寄り、「土木設計業務等変更ガイドライン―事例集―」を作成。

(平成27年12月21日発行)

今後より一層、「設計変更手続きの円滑化」の推進に寄与することを期待。



【掲載例】

溪流保全工予備設計(工期変更)

【業務概要】 溪流保全工予備設計一式、他

【変更協議の要点(ポイント)】

本業務は、溪流保全工予備設計業務であり、別途に測量業務および地質調査業務が並行して実施された業務である。9月に発生した台風豪雨により溪流地形の大規模な変状が生じた為、測量作業および地質調査業務の進捗に遅れが生じ、設計業務の工程遅延が避けられない状況であり、履行期間の変更が必要となった。

【経緯と変更結果】

- ・9月に発生した台風豪雨では、測量中の測量杭も流失したため、測量作業は大幅な手戻りが生じ、測量作業の遅延が40日程度となることが避けられない状況であった。
- ・測量作業の遅延による設計業務の工期延期について打合せ協議を実施し、約1ヶ月の工期変更が実施された。

【コメント】

- ・業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、関連する他の業務の進捗が遅れるなど、受注者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約書第22条(受注者の請求による履行期間の延長)第1項に基づき変更できる。

設計変更となった事例14

工期: H25.7.3~H26.2.28(変更H26.3.24)



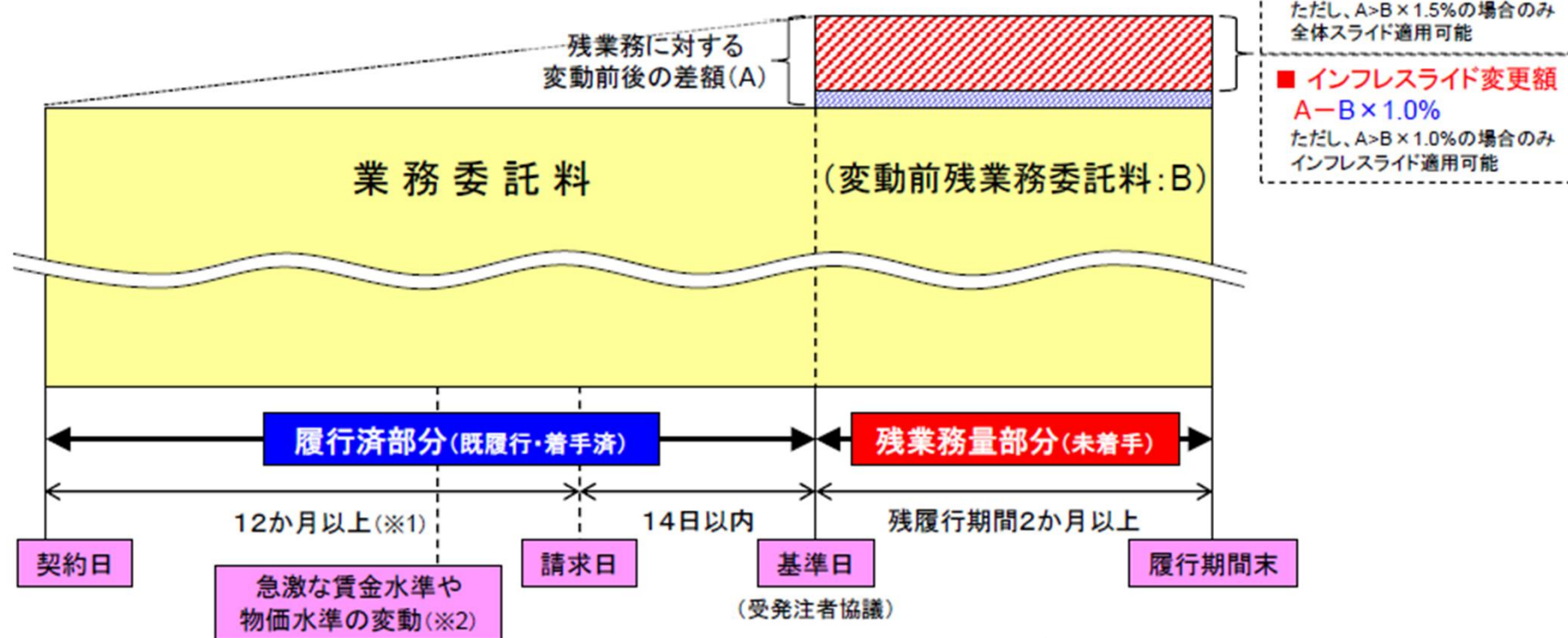
P14

建設コンサルタント業務等におけるスライド条項の取り扱い

○業務スライドの試行のポイント

- ・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額(スライド額)を業務委託料に反映する制度
- ・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)からの適用を開始

業務スライド(増額)イメージ



※1: 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2: インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

設計業務等における猛暑・熱中症対策

■対象業務：測量、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務等含む）

■猛暑期間・時間を踏まえた業務発注

□猛暑期間の始期または終期の目安

地域ごとの過去5か年の環境省のデータを参照し、8時から17時までの間で、WBGT値31以上が観測された日

□猛暑期間を回避した業務発注

履行期間に猛暑期間が含まれる可能性がある場合、業務の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で準備期間、外業を伴わない期間、後片付け期間等が猛暑期間に収まるよう履行期間を調整。
（災害復旧事業や完成時期が限定される業務についてはこの限りではない。）

□猛暑期間における現場作業回避の協議

猛暑期間の現場作業を回避することにより履行期間の延期が必要となる場合には、調査職員等と協議を行うことが可能。
（業務の性質上、履行期間の延期が困難な場合はこの限りではない。）

□猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）の支援

作業時間の変更により、受注者が、猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）のために、関係機関や地域住民・団体等との調整を行う際には、必要に応じて、発注者もその調整に臨場するなど、関係者の理解が得られるよう協力。

■熱中症対策にかかる費用計上【諸経費・一般管理費非対象】

□作業員個人に対する費用

諸経費等の率計上として計上

＜例：塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等＞

□主に現場の施設や設備に対する費用

見積り等による積み上げ計上（※作業員個人に対する対策費用と重複が無いこと）

＜例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等＞

➤ リース品：当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上

➤ 購入品：当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上